

金沢市景観計画の手引き

平成23年度改訂版

金沢市都市整備局
景観政策課

● はじめに ●

このたび、市民、事業者、設計・施工者との協働による新たな景観まちづくりを推進するため、新しい景観条例を制定するとともに景観法に基づく景観計画を策定しました。

新景観条例では、各々が担う役割等を規定し、景観計画では対象区域ごとに景観形成方針及び基準等を明記し、きめ細やかな景観誘導に係る内容が定められています。金沢における美しい景観のまちづくりを進めていくにあたり、設計者・施工者の皆様には、景観まちづくりの「演出家」としての役割を果たしていただけるよう、ご協力をお願いします。

今回、届出手続き内容のほか、景観計画に記載された基準の背景にある考え方等について手引き（案）をとりまとめました。景観計画の参考図書として、計画立案や設計・施工の際に活用していただければ幸いです。

－ 目 次 －

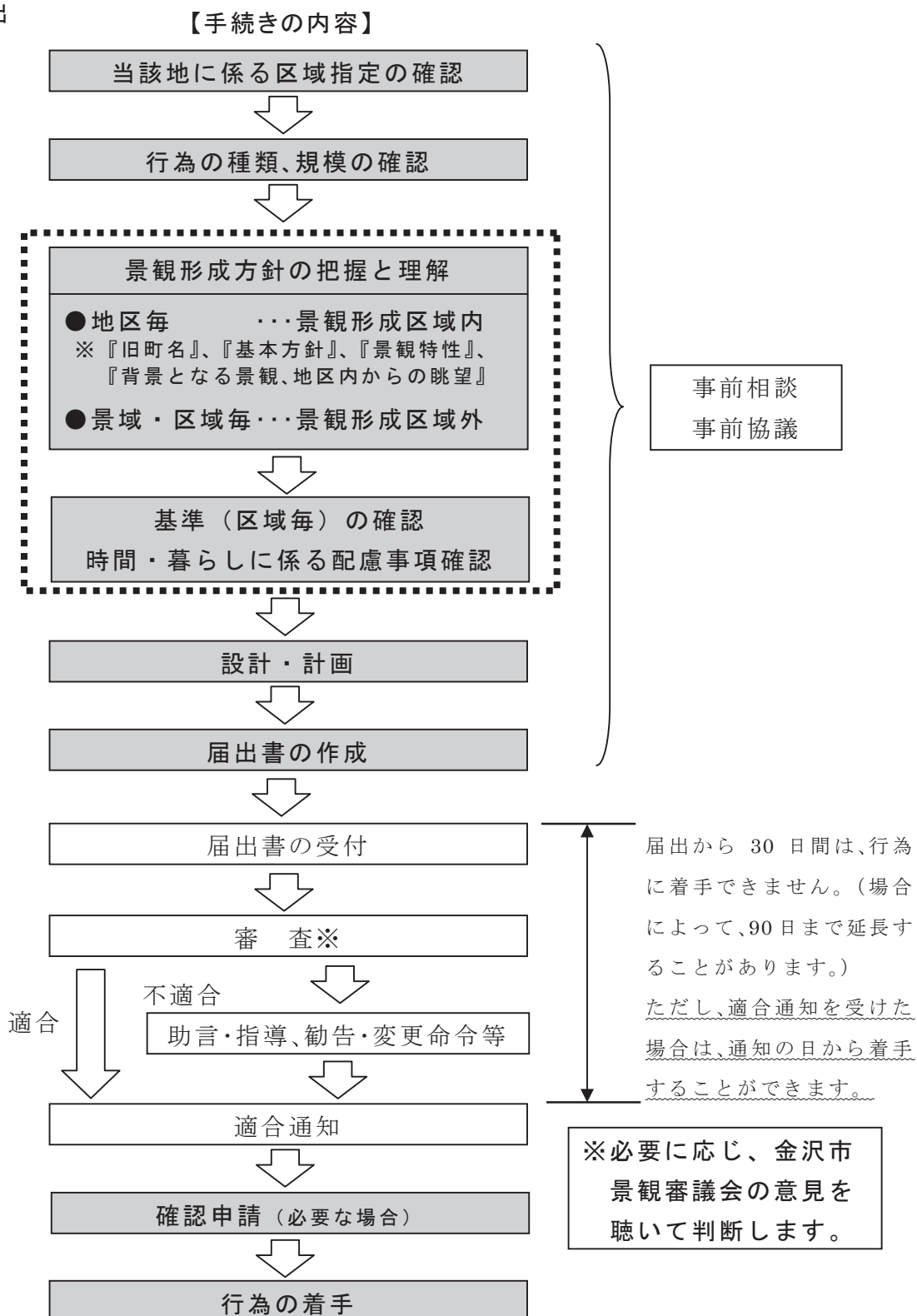
はじめに	1
1. 手続きの流れ	2
(1) 行為の届出	
(2) 行為の通知(行為者が国又は地方公共団体の場合)	
(3) 他の法令等の手続きとの関係	
2. 金沢市における景観計画区域	5
(1) 指定区域(届出等が必要となる対象範囲)	
3. 届出等が必要な行為	11
(1) 届出等対象行為	
4. 届出対象行為の解説	14
(1) 景観形成区域内の場合	
(2) 景観形成区域以外の場合	
5. 景観形成基準の解説	20
(1) 建築物	
(2) 工作物等	
(3) その他土地に関わる行為	
6. 様式等	41
(1) 行為の届出	
(2) 行為完了時の報告	
※ 様式集	45

● 1 ● 手続きの流れ

金沢市景観計画は、市全域を対象としています。（景観計画区域）
景観計画区域内で、下記に示す場合は、あらかじめ届出又は通知※（以下「届出等」という）が必要です。（詳細は、P.11 3参照） ※国の機関又は地方公共団体が行為を行う場合

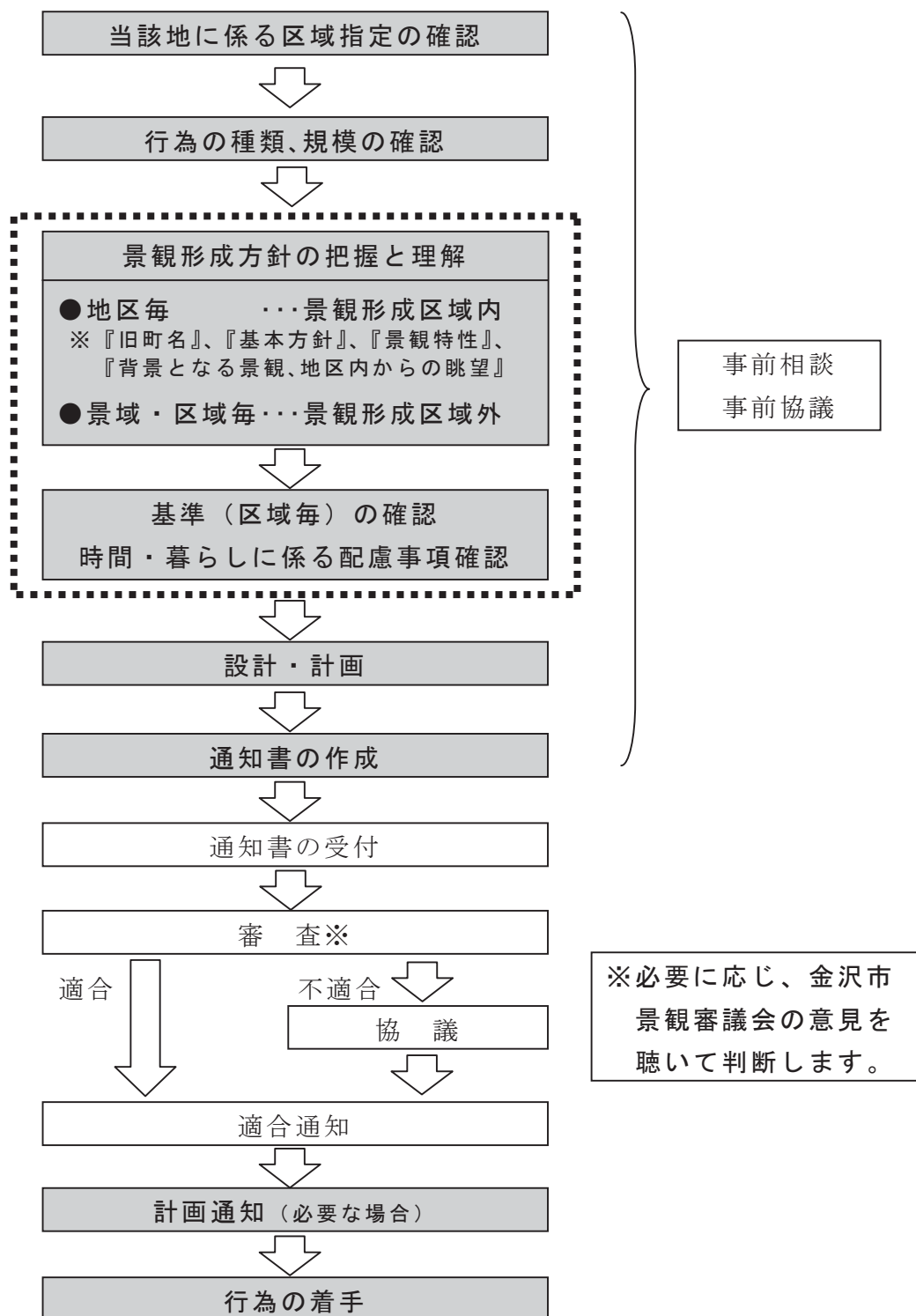
- ①景観形成区域（伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域）内における行為をしようとする場合
- ②重要広域幹線景観形成区域を含むその他の区域内における一定規模を超える行為をしようとする場合

（1）行為の届出



(2) 行為の通知(行為者が国又は地方公共団体の場合)

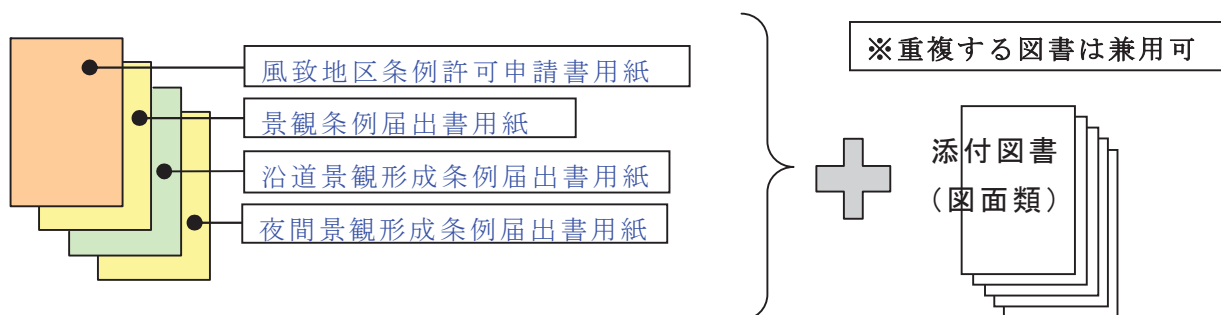
【手続きの内容】



(3)他の法令・条例に基づく届出手続きとの関係

1)届出・申請等の提出イメージ

【提出部数】届出・申請等関係図書は、「正」・「副」各1部…計2部



・下記2)の表で「○」が付いている項目で該当するものを提出して下さい。

2)景観条例指定区域と他の景観関連条例に基づく指定区域との届出関係

景観条例 指定区域 届出書等		景観計画区域				
		景観形成区域 〔 伝統環境保存区域 伝統環境調和区域 近代的都市景観創出区域〕	重要広域幹線 景観形成区域		その他の区域	
			一定規模 以上※	左記 以外	一定規模 以上※	左記 以外
景観条例 【景観法】		○	○	×	○	×
風致地区条例 【都市計画法（県条例）】		○	○	○	○	○
市 独 自 条 例	沿道景観形成条例	○	○	○	○	○
	夜間景観形成条例	○	○	○	○	○
	用水保全条例	×	×	○	×	○
	斜面緑地保全条例	×				
	寺社風景保全条例	×				
	こまちなみ保存条例	×				

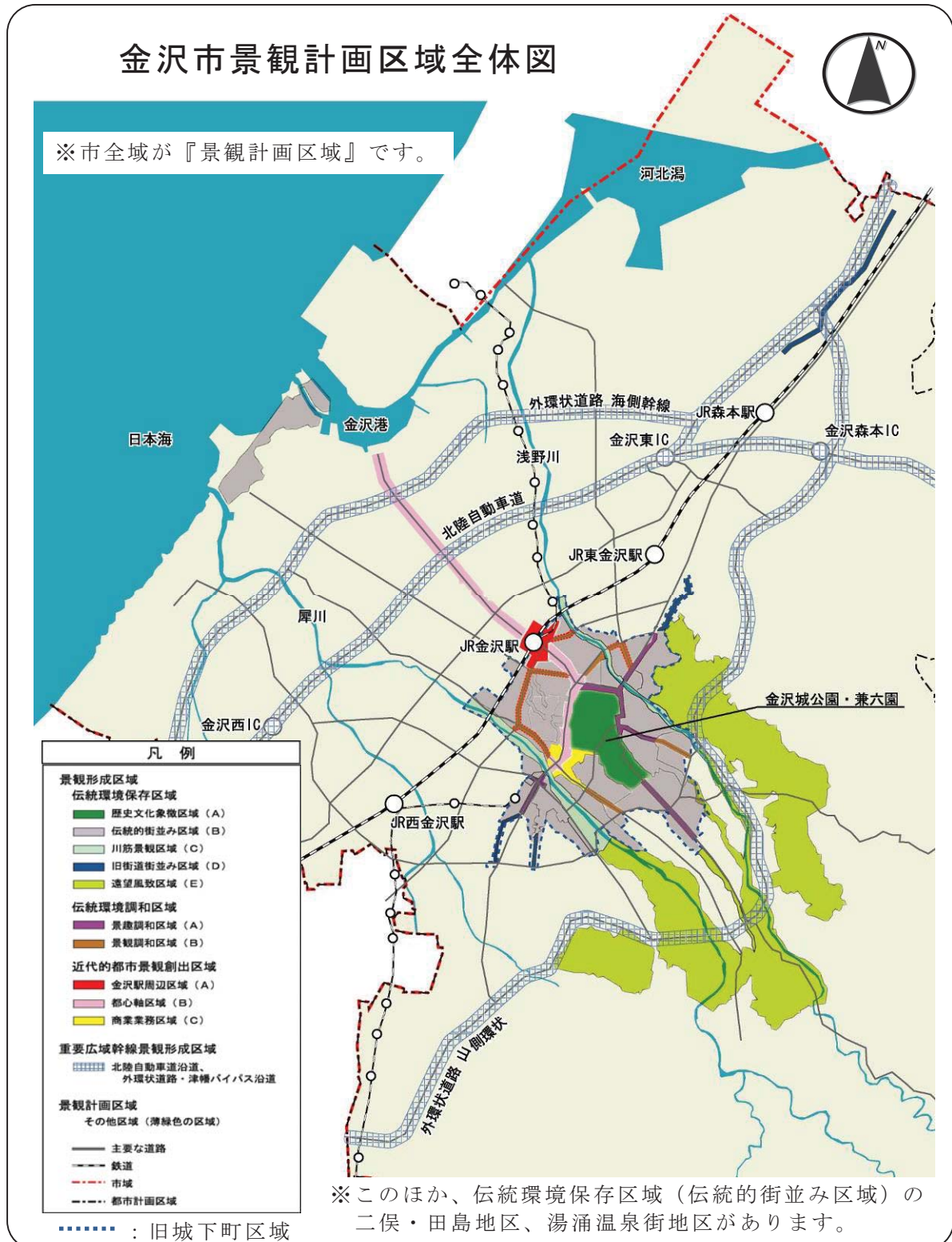
☆届出対象行為は各条例・区域によって異なります。景観計画区域に係る届出等が必要な行為については、P.11 3参照のこと。

● 2 ● 金沢市における景観計画区域

金沢市景観計画では、『景観計画区域』を市全域とし、特に、景観法を活用して重点的に取り組む区域として、「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」を指定しています。…これらの区域の総称を「景観形成区域」とします。

さらに、隣接する市町とつながる広域幹線沿道で景観上重要な区域を「重要広域幹線景観形成区域」として指定しています。

その他、景観計画区域で、上記2つの区域を除く市全域を「景観計画区域（その他の区域）」と位置づけています。



(1) 指定区域(届出等が必要となる対象範囲)

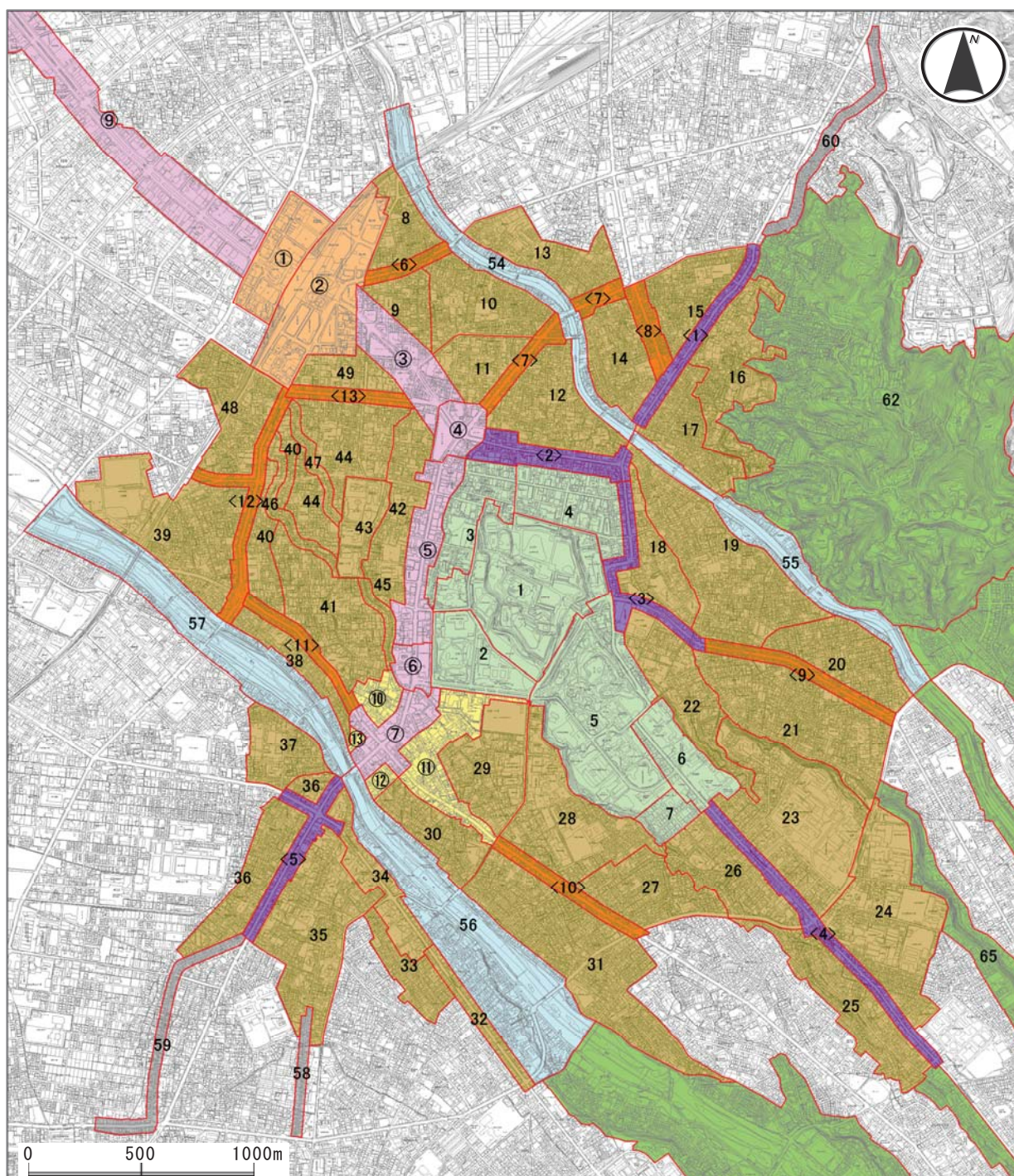
対象範囲は、次の表に示すとおりです。

区 域		対象範囲
景観形成区域	伝統環境保存区域	P 7 ～ 10 に示す範囲
	伝統環境調和区域	
	近代的都市景観創出区域	
重要広域幹線 景観形成区域	北陸自動車道沿道	市街化区域 …道路境界線から両側 1 0 0 m の範囲 市街化区域外 …道路境界線から両側 5 0 0 m の範囲
	外環状道路 ・津幡バイパス沿道	道路境界線から両側 1 0 0 m の範囲
景観計画区域 (その他の区域)	景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域を除く市全域	

◎ 「重要広域幹線景観形成区域」における外環状道路（海側幹線）の未整備区間については、対象範囲から除外します。

※ 「景観計画区域（その他の区域）」とみなします。

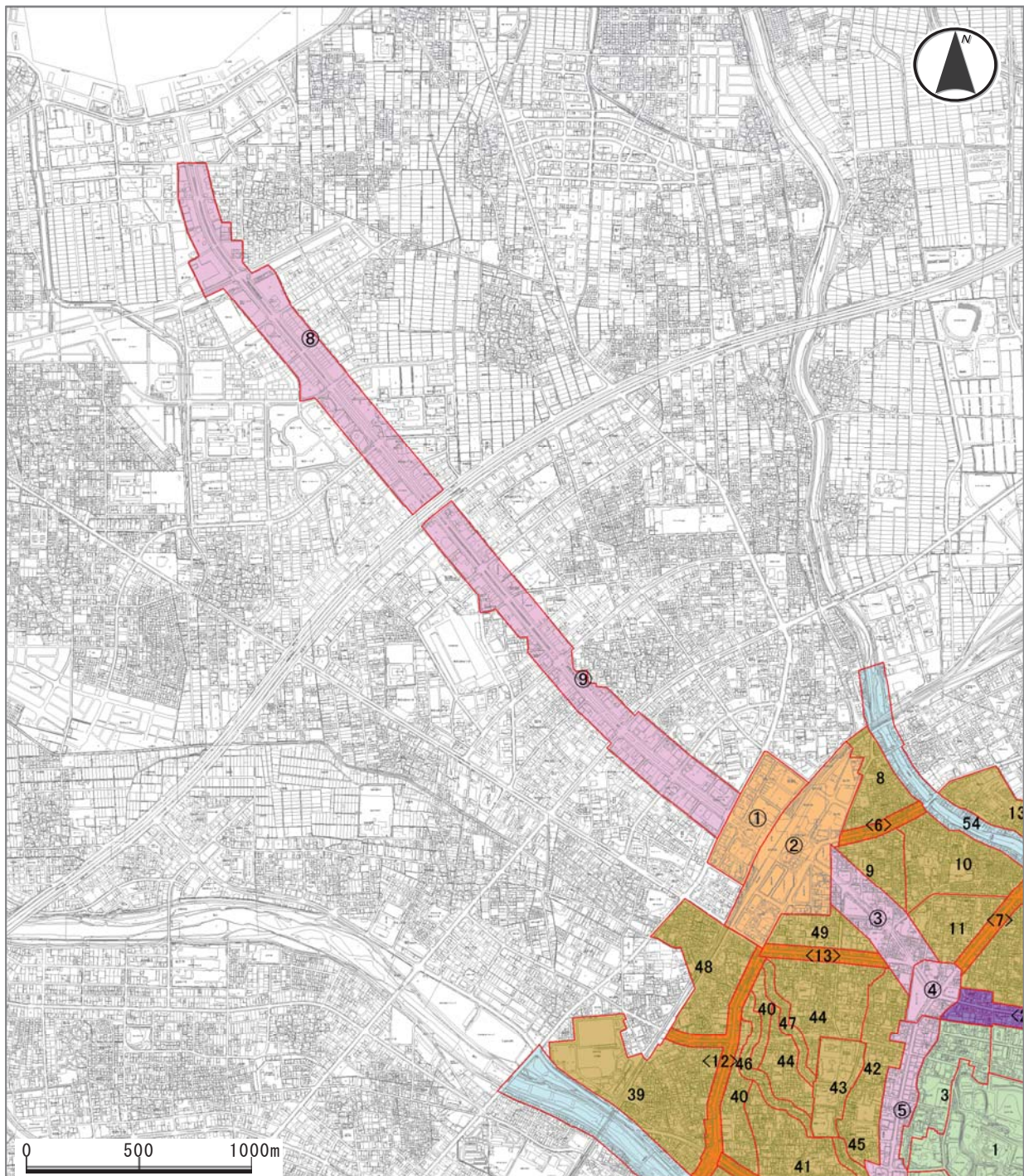
1) 景観形成区域図－1(まちなか周辺部)



※地図内の番号は、景観計画本編の地区一覧表の地区番号を参照

伝統環境保存区域		伝統環境調和区域		近代的都市景観創出区域	
	A. 歴史文化象徴区域		A. 景趣調和区域		A. 金沢駅周辺区域
	B. 伝統的街並み区域		B. 景観調和区域		B. 都心軸区域
	C. 川筋景観区域				C. 商業業務区域
	D. 旧街道街並み区域				
	E. 遠望風致区域				

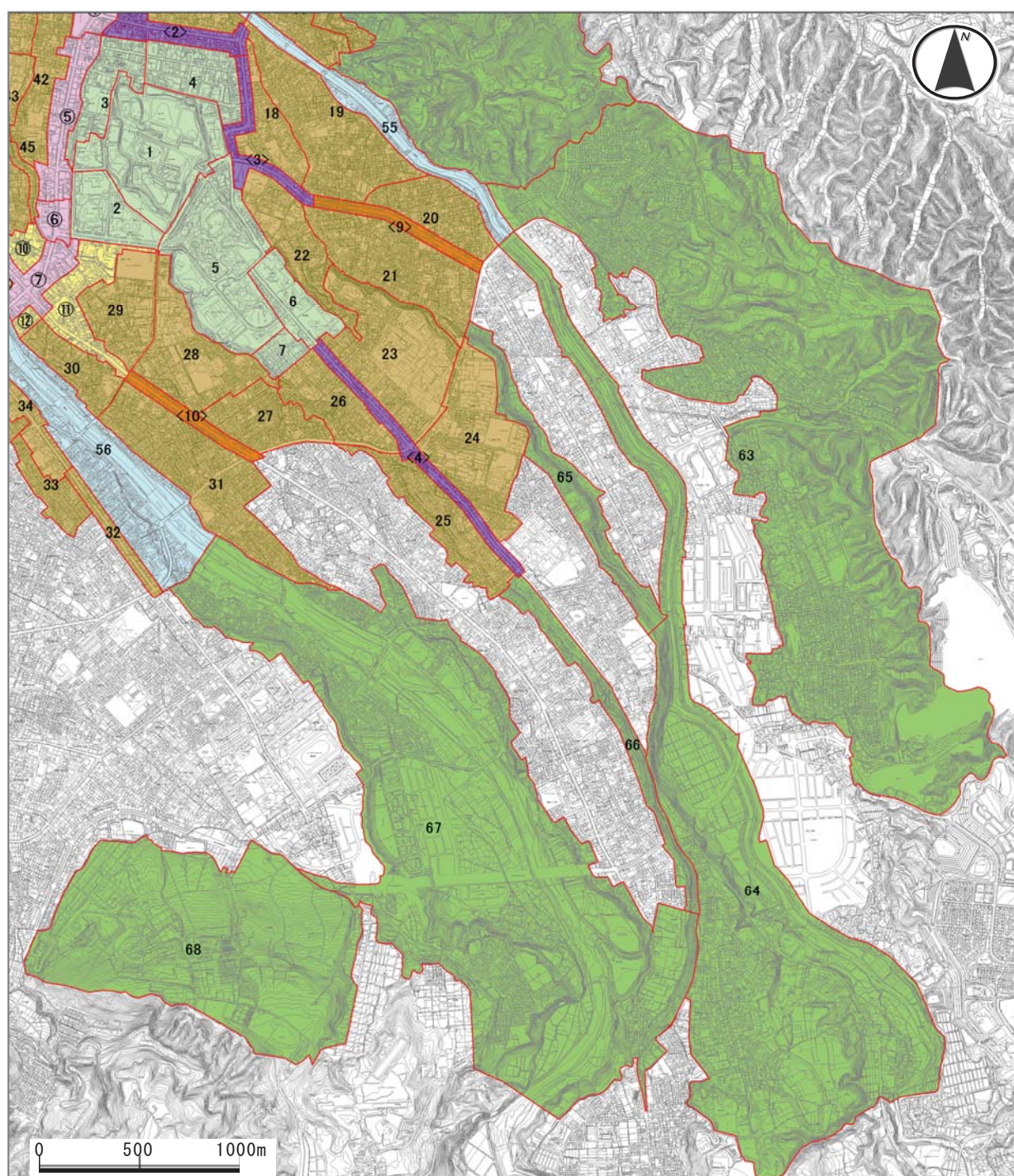
2) 景観形成区域図－2(JR北陸本線以北)



※地図内の番号は、景観計画本編の地区一覧表の地区番号を参照

伝統環境保存区域		伝統環境調和区域		近代的都市景観創出区域	
	A. 歴史文化象徴区域		A. 景趣調和区域		A. 金沢駅周辺区域
	B. 伝統的街並み区域		B. 景観調和区域		B. 都心軸区域
	C. 川筋景観区域				C. 商業業務区域
	D. 旧街道街並み区域				
	E. 遠望風致区域				

3) 景観形成区域図－3(市街地東部)

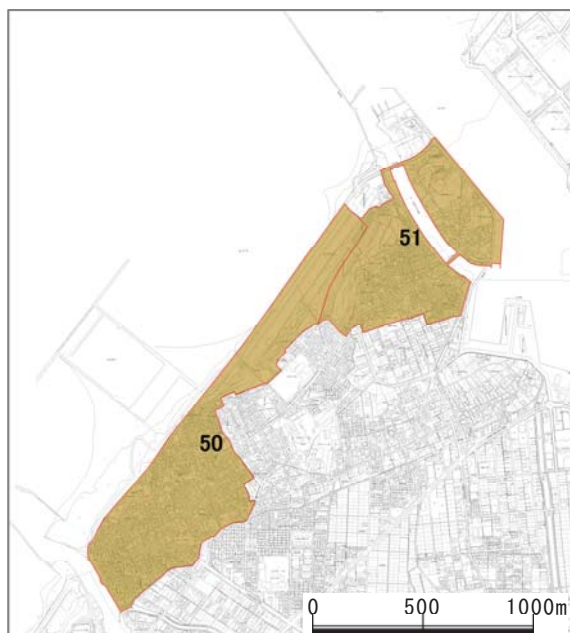


※地図内の番号は、景観計画本編の地区一覧表の地区番号を参照

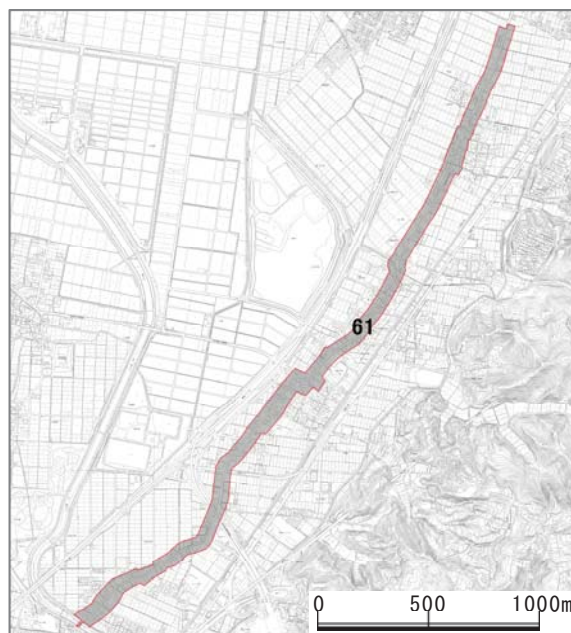
伝統環境保存区域		伝統環境調和区域		近代的都市景観創出区域	
	A. 歴史文化象徴区域		A. 景趣調和区域		A. 金沢駅周辺区域
	B. 伝統的街並み区域		B. 景観調和区域		B. 都心軸区域
	C. 川筋景観区域				C. 商業業務区域
	D. 旧街道街並み区域				
	E. 遠望風致区域				

4) 景観形成区域図－4(郊外部)

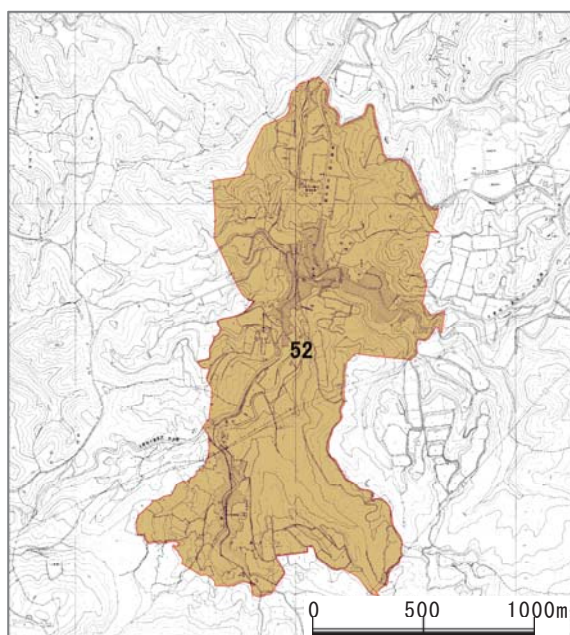
(金石町地区・大野町地区)



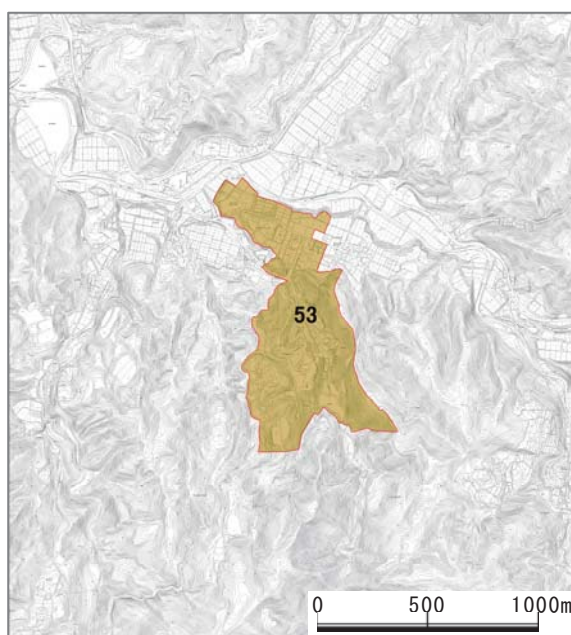
(旧北国街道森本・花園地区)



(二俣・田島地区)



(湯涌温泉街地区)



※地図内の番号は、景観計画本編の地区一覧表の地区番号を参照

伝統環境保存区域		伝統環境調和区域		近代的都市景観創出区域	
	A. 歴史文化象徴区域		A. 景趣調和区域		A. 金沢駅周辺区域
	B. 伝統的街並み区域		B. 景観調和区域		B. 都心軸区域
	C. 川筋景観区域				C. 商業業務区域
	D. 旧街道街並み区域				
	E. 遠望風致区域				

● 3 ● 届出等が必要な行為

(1) 届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

行為の種類	届出等対象規模		
	景観計画区域		
	(その他の区域) ※	重要広域幹線 景観形成区域	景観形成区域 伝統環境保存区域 伝統環境調和区域 近代的都市景観創出区域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【建築物の建築等】	高さが 10m を超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が 3,000 m ² 以上のもの 市街化区域外における土地面積が 1,500 m ² 以上のもの	高さが 10m を超えるもの 又は 建築面積が 500 m ² を超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が 3,000 m ² 以上のもの 市街化区域外における土地面積が 1,500 m ² 以上のもの	すべて
	太陽光発電設備等を使用または設置する建築物にあっては、高さ 10m を超える建築物に設置するもの又はモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積）の合計が 50 m ² を超えるもの		
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【工作物の建設等】	高さが 10m を超えるもの 屋根面に設置されるもので高さが 1.5m を超えるもの ただし、太陽光発電設備等にあっては、高さ 10m を超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が 50 m ² を超えるもの		
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの）	市街化区域内における土地面積が 3,000 m ² 以上のもの 市街化区域外における土地面積が 1,500 m ² 以上のもの		
土地の開墾その他の土地の形質の変更（開発行為除く）			
木竹の伐採又は物件の堆積			

※：景観計画区域のうち、「景観形成区域」及び「重要広域幹線景観形成区域」を除く区域

新築（新設）：敷地に建築物等を新たに造る工事
 増築：建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
 改築：建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異ならないものを造る工事
 移転：同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
 修繕：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
 模様替：既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

【届出等の対象となる工作物】

- ・門、塀その他これらに類するもの
- ・煙突
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗竿、架空電線路用、電気事業者及び卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く)
- ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・擁壁
- ・乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの
- ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設
- ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- ・築造面積が 300 m²を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設
- ・橋りょう、堤防、護岸その他これらに類するもの
- ・太陽光発電設備等(太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備)で建築物以外のもの

(2) 届出等の対象外となる行為

(1) に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為

行 為	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第 8 条第 1 号
仮設の建築物の建築等	条例第 15 条 第 1 項第 1 号
仮設の工作物の建設等	政令第 8 条第 2 号
木竹の伐採で、次に掲げるもの ①除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの ②枯損したもの又は危険なもの ③自家の生活の用に充てるために必要なもの ④仮植したもの ⑤測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの	政令第 8 条第 3 号
土地の形質の変更(開発行為を除く)で、次に掲げるもの ①仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転の用に供する目的で行うもの ②既存の建築物等の管理のために必要なもの ③面積が 10 m ² 以下で、かつ、高さ 1.5m を超える法面を生じる切土又は盛土を伴わないもの ④景観形成区域外で行うもの	規則第 7 条第 3 項
木竹の伐採で、景観形成区域外で行うもの	規則第 7 条第 4 項
物件の堆積で、次に掲げるもの ①面積が 10 m ² 以下で、かつ、高さ 1.5m 以下のもの ②景観形成区域外で行うもの	規則第 7 条第 5 項
建築物の新築、増築、改築又は移転で、行為に係る部分の床面積の合計が 10 m ² 以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)	規則第 7 条第 6 項 第 1 号
建築物の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² 以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)	規則第 7 条第 6 項 第 2 号
工作物(橋りょう及び太陽光発電設備等を除く)の建設等で、行為に係る高さが、1.5m 以下のもの	規則第 7 条第 6 項 第 3 号
工作物(建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る)の建設等で、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が 10 m ² 以下のもの	規則第 7 条第 6 項 第 4 号
農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、かつ、次に掲げるもの ①幅員 2m 以下の用排水路、農道又は林道の設置 ②土地の形質の変更 ③木竹の伐採(森林の皆伐を除く)	政令第 8 条第 4 号 ハ

※ 法：景観法 政令：景観法施行令
 条例：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例
 規則：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例施行規則

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	許可等	根拠条項※
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可 (第 43 条第 1 項)	政令第 10 条第 3 号
	重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出 (第 81 条第 1 項)	
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第 125 条第 1 項)	
	関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知 (第 167 条第 1 項第 6 号)	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意 (第 168 条第 1 項)	
	重要文化財の修理の届出 (第 43 条の 2 第 1 項)	規則第 7 条第 1 項 第 1 号
	史跡名勝天然記念物の復旧の届出 (第 127 条第 1 項)	
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第 14 条第 1 項、第 35 条第 1 項)	規則第 7 条第 1 項 第 2 号
	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出 (第 15 条第 1 項、第 36 条)	
金沢市文化財保護条例	指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の現状変更に係る承認 (第 10 条)	規則第 7 条第 1 項 第 3 号
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例	伝統的建造物群保存地区内における行為の許可 (第 4 条)	規則第 7 条第 1 項 第 4 号
金沢市屋外広告物等に関する条例	条例の規定に適合する屋外広告物等の表示等 (第 4 条、第 5 条)	政令第 10 条第 4 号

※ 法：景観法
 政令：景観法施行令
 条例：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例
 規則：金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例施行規則

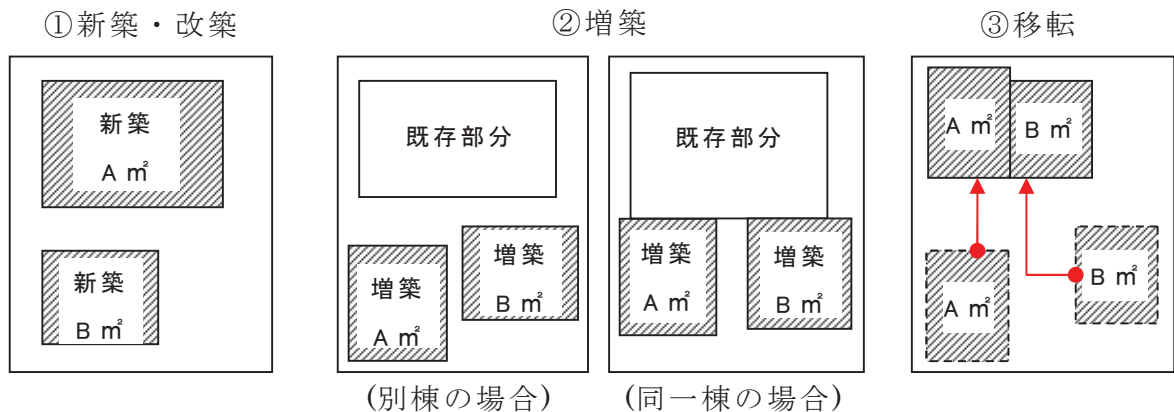
3) 次に掲げる行為

- ① 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (法第 16 条第 7 項第 2 号)
- ② 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (政令第 8 条第 4 号イ)
- ③ その他景観法第 16 条第 7 項に掲げる行為

● 4 ● 届出対象行為の解説

(1) 景観形成区域内の場合

1) 建築物の新築・増築・改築・移転



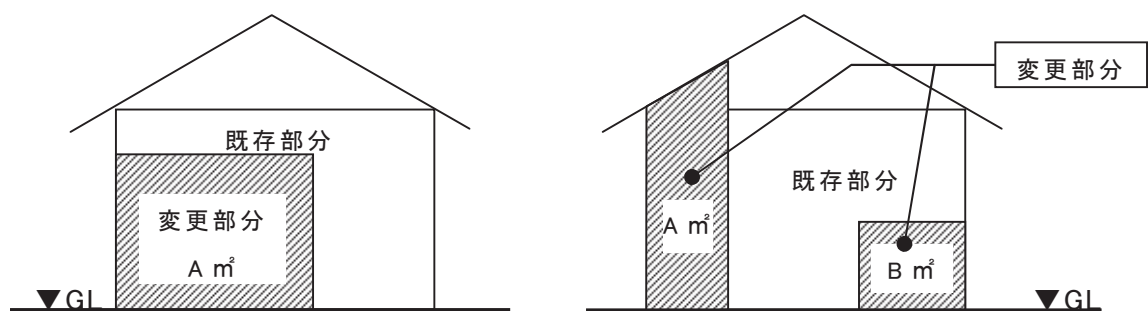
※A、B：床面積

$A + B > 10 \text{ m}^2 \rightarrow$ 届出必要

$A + B \leq 10 \text{ m}^2 \rightarrow$ 届出不要

※太陽光発電設備等を設置する場合は、床面積 A、B に関係なく届出が必要です。

2) 建築物の外観が変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更



※A、B：変更部分の面積（鉛直投影面積）

$A > 10 \text{ m}^2 \rightarrow$ 届出必要

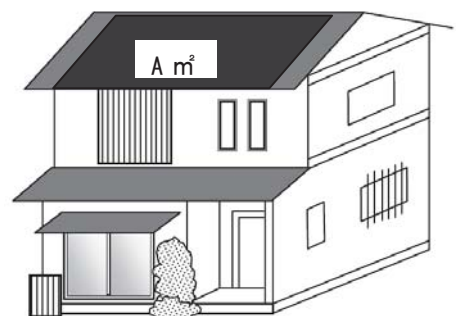
$A + B > 10 \text{ m}^2 \rightarrow$ 届出必要

$A \leq 10 \text{ m}^2 \rightarrow$ 届出不要

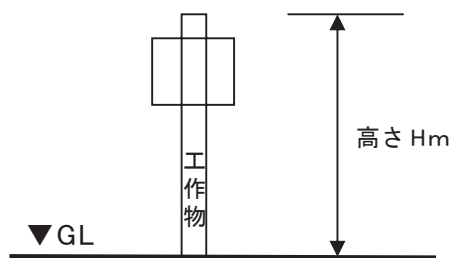
$A + B \leq 10 \text{ m}^2 \rightarrow$ 届出不要

※太陽光発電設備等を設置する場合は、変更部分の面積 A、B に関係なく届出が必要です。

建築物の屋根や屋上に太陽光発電設備等を後付する場合も、建築物の外観が変更することとなる模様替となり、モジュール面積の合計 A 及び高さには関係なく届出が必要です。



3) 工作物の新設・増築・改築・移転



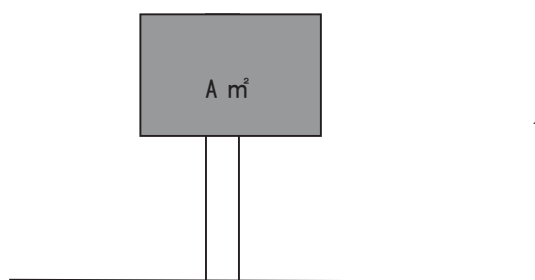
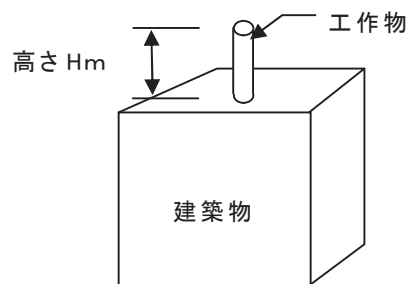
※H：高さ

$H > 1.5\text{m} \rightarrow$ 届出必要

$H \leq 1.5\text{m} \rightarrow$ 届出不要(橋りょう除く)

※橋りょうは、高さに関係なく届出が必要です。

※太陽光発電設備等で建築物に附属しない場合



A: モジュール面積の合計

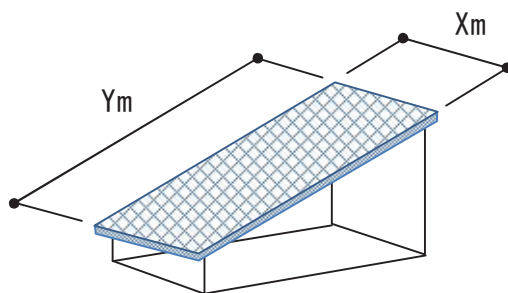
$A > 10\text{ m}^2 \rightarrow$ 届出必要

$A \leq 10\text{ m}^2 \rightarrow$ 届出不要

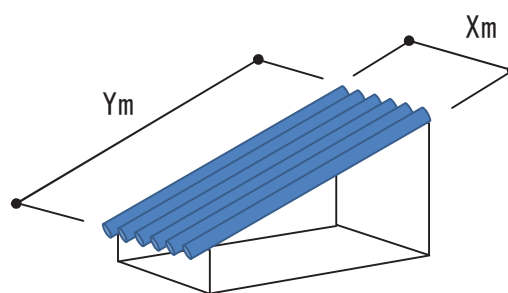
「モジュール面積」とは・・・

太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、下記に示す基準により算定した面積

a) 板状の場合



b) パイプ状の場合

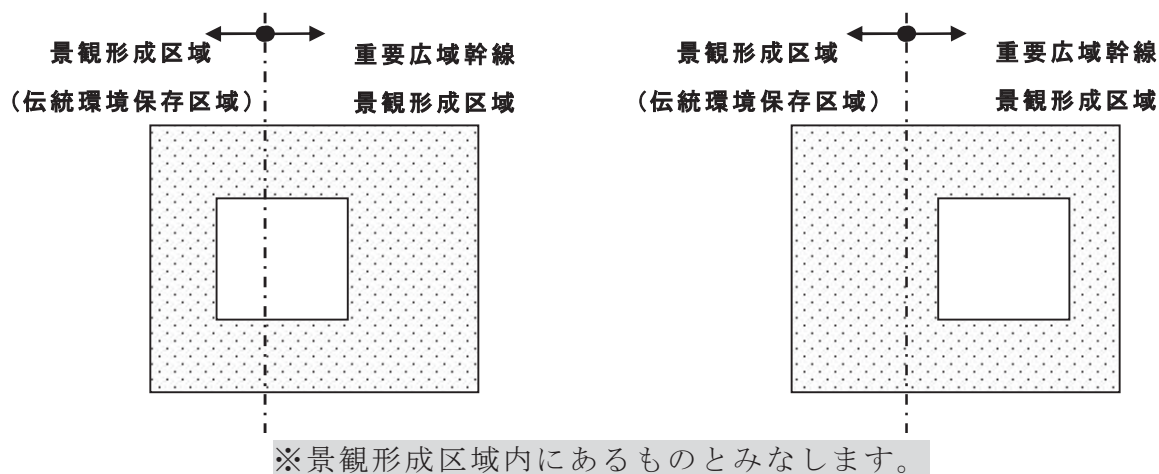


「モジュール面積」= $X \times Y$

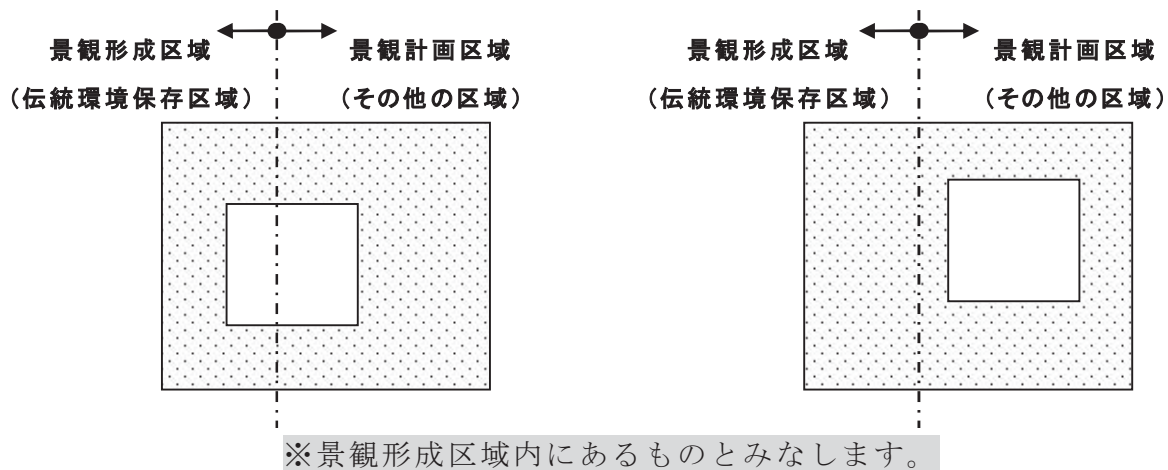
4) 行為が複数の区域にまたがる場合

- ・ 下記に示す①・②いずれのケースにおいても、各区域に含まれる土地面積の割合や建築物等の位置は関係なく、すべての行為が届出対象となります。

① 景観形成区域と重要広域幹線景観形成区域にまたがる場合



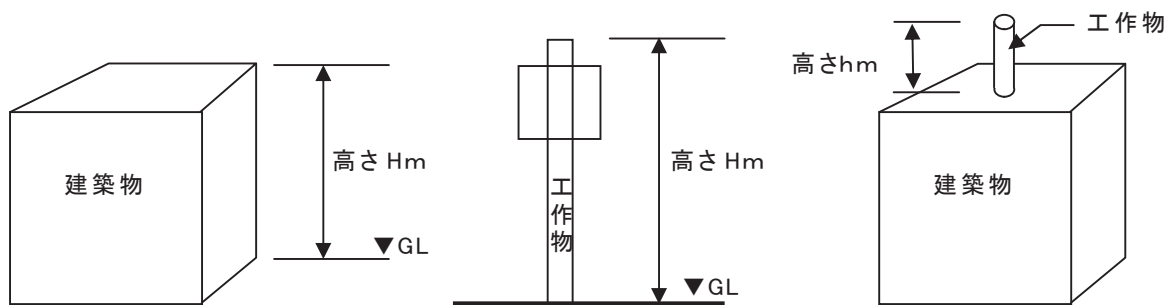
② 景観形成区域と景観計画区域（その他の区域）にまたがる場合



※ただし、基準の適用は、各区域・地区の場所性等を考慮して総合的に判断します。

(2) 景観形成区域以外の場合

1) 高さ関係



※H、h：高さ

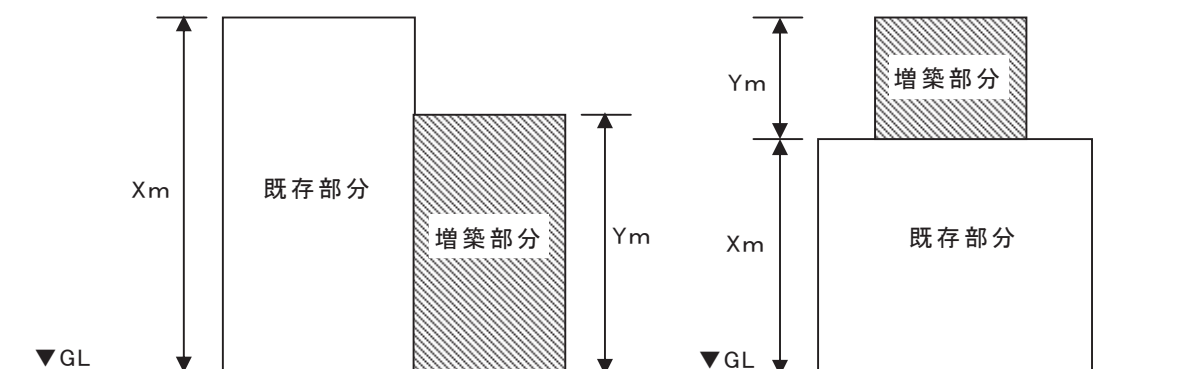
$H > 10\text{m}$ → 届出必要

$H \leq 10\text{m}$ → 届出不要

$h > 1.5\text{m}$ → 届出必要

$h \leq 1.5\text{m}$ → 届出不要

【増築・改築の場合】



※X、Y：高さ

Xに関係なく $Y > 10\text{m}$ → 届出必要

$Y \leq 10\text{m}$ → 届出不要

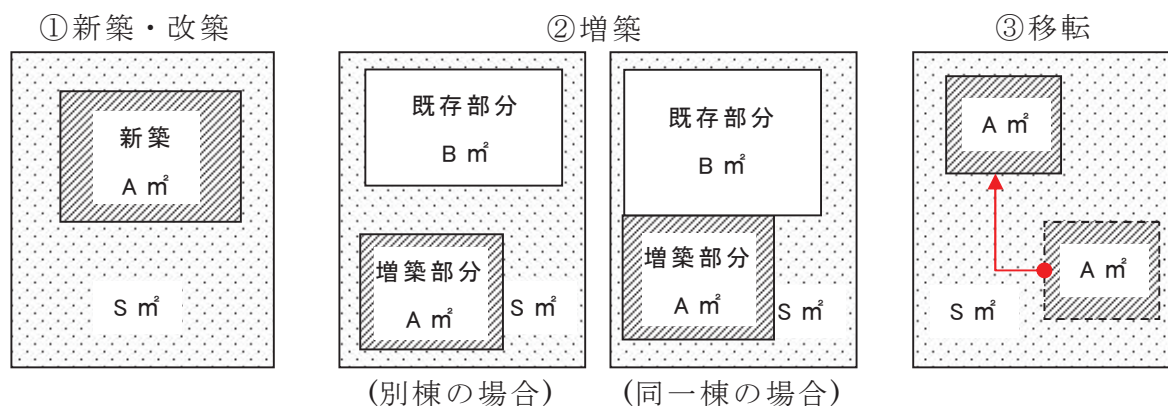
$X + Y > 10\text{m}$ → 届出必要

$X + Y \leq 10\text{m}$ → 届出不要

※なお、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関しては、行為を行う部分の高さに関わらず、当該建築物又は工作物の高さで判断します。

※建築物に附属する太陽光発電設備等を設置するものに関しては、太陽光発電設備等を設置する部分の高さに関わらず、当該建築物の高さで判断します。ただし、新築、増築、改築、移転時に同時設置するものに関しては、太陽光発電設備等が建築物の高さに含まれる場合があります。その場合は、その含まれた高さで判断します。

2) 面積関係



※S：土地面積＝一団の土地としての面積（土地利用上現に一体の土地を構成し、又は一体としての利用に供することが可能なひとまとまりの物理的一体性を持つ土地の面積）

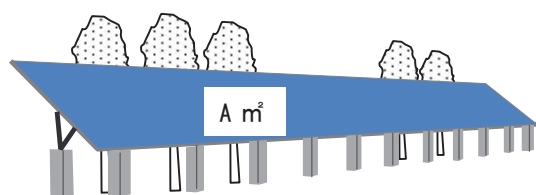
市街化区域	$S \geq 3,000 \text{ m}^2$	→ 届出必要
	$S < 3,000 \text{ m}^2$	→ 届出不要
市街化区域以外	$S \geq 1,500 \text{ m}^2$	→ 届出必要
	$S < 1,500 \text{ m}^2$	→ 届出不要

更に、『重要広域幹線景観形成区域内』の場合

※A、B：建築面積

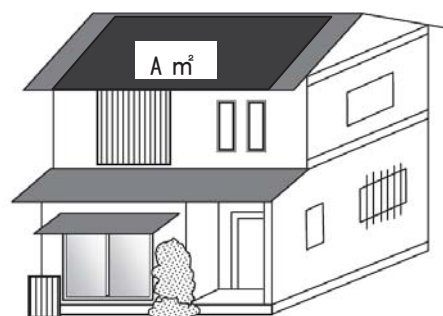
既存部分 B に関係なく	$A > 500 \text{ m}^2$	→ 届出必要
	$A \leq 500 \text{ m}^2$	→ 届出不要

※太陽光発電設備等を設置する場合



A：モジュール面積の合計

$A > 50 \text{ m}^2$	→ 届出必要
$A \leq 50 \text{ m}^2$	→ 届出不要

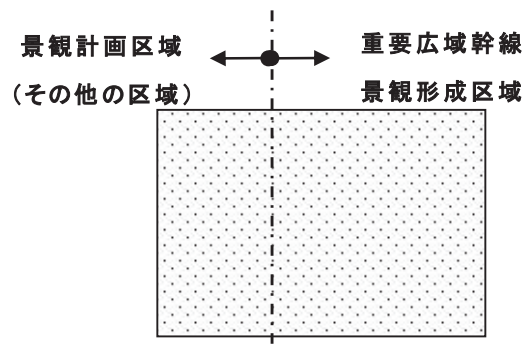


※ただし、(2)において以下に該当するものは、届出が不要です。

- ①建築物で、床面積 10 m^2 以下の場合（P.14 4.(1).1) 参照）
- ②建築物の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m^2 以下の場合（P.14 4.(1).2) 参照）
- ③土地の形質の変更（開発行為除く）、木竹の伐採、物件のたい積

3) 行為が複数の区域にまたがる場合

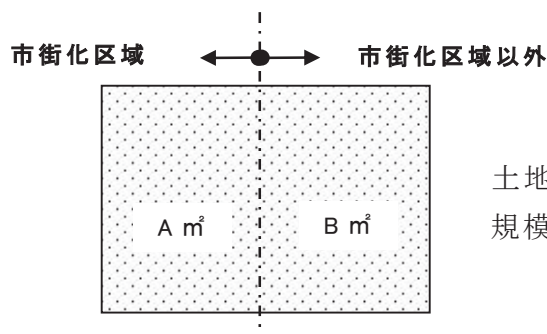
①重要広域幹線景観形成区域と景観計画区域（その他の区域）にまたがる場合



重要広域幹線景観形成区域内の行為とみなします。

(重要広域幹線景観形成区域の景観形成基準を適用します。)

②市街化区域と市街化区域以外の区域にまたがる場合の一団の土地面積の判定方法



土地面積の過半を占める区域における規模以上であれば、届出が必要です。

a) 市街化区域以外の土地面積が過半を占める場合 ($A < B$)

$A + B \geq 1,500 \text{ m}^2 \rightarrow$ 届出必要

$A + B < 1,500 \text{ m}^2 \rightarrow$ 届出不要

b) 市街化区域の土地面積が過半を占める場合 ($A > B$)

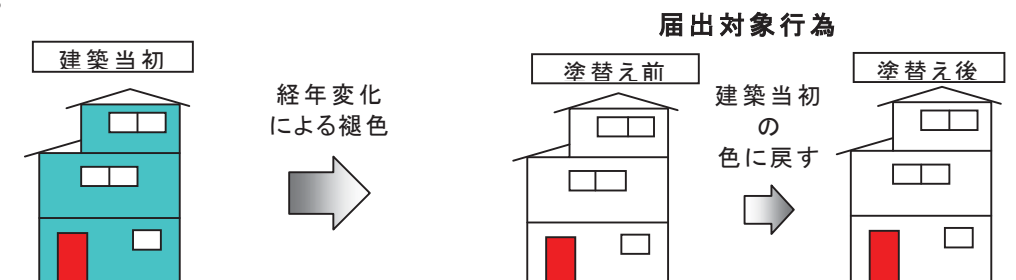
$A + B \geq 3,000 \text{ m}^2 \rightarrow$ 届出必要

$A + B < 3,000 \text{ m}^2 \rightarrow$ 届出不要

【注意】色彩の変更等について

●建築当初と全く同じ塗料を使用しても『色彩の変更』となり、届出が必要です。

『色彩の変更』とは、行為(例えば外壁の塗替え)の直前の外観(色彩)と行為後の外観(色彩)が異なることを指します。通常、塗替えをするということは、塗替え直前の外観(色彩)を元々の外観(色彩)に戻す、もしくは全く外観(色彩)を変えることが目的になるので、同じ色の塗料、異なる色の塗料を用いる場合のいずれも色彩の変更にあたり、届出対象となるものです。



●5● 景観形成基準の解説 【基準の一部を抜粋】

(1) 建築物

①配置

◆地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。【低層】

景観形成区域

【解説】

町家や武士系住宅等が多く残る伝統的な街並みは、金沢の魅力ある景観となっています。そのため、建築物の新築等においては、地区特有の街並みの連続性を意識し、できるかぎり壁面の位置を揃え、街並みとして調和させるような配慮が望まれます。



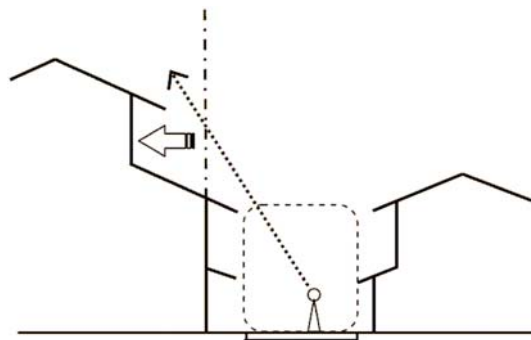
◆道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、2階の壁面よりも後退させる。【低層】

◆道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。【中高層】

景観形成区域

【解説】

金沢は戦災に遭っていないため、細街路が多く残っており、伝統的街並み区域では概ね2階建てを中心とした建築物と道路空間が調和する親しみが感じられる街並みとなっています。そのため、3階以上の壁面は2階までの壁面よりも後退させ、道路に対して圧迫感を与えないような配慮が必要です。



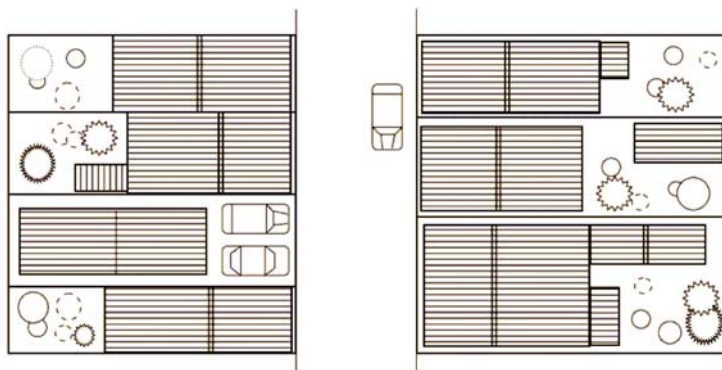
◆歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。【低層】

景観形成区域

【解説】

金沢の旧城下町区域では、藩政期に築かれた都市構造が概ね残されており、それぞれの地区の町割・地割を背景とした建築物の配置が特有の街並み景観を醸し出しています。

そのため、地区毎の歴史的に継承された町割・地割を活かした建築物の配置となるよう努めることが重要です。



◆周辺の街並みや自然環境と調和したゆとりある配置とする。【低層】

◆周辺の街並みや斜面緑地等の自然環境との調和に配慮した配置とする。【中高層】

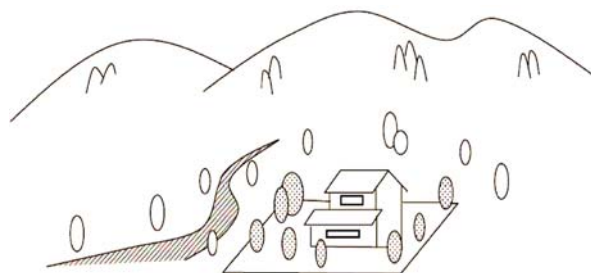
※伝統環境保存区域(遠望風致区域)

景観形成区域

【解説】

地区毎の特徴的な街並みや自然環境との調和に配慮します。

街並みとして壁面の揃った連続性が感じられる配置や外構部分に庭を設けてゆったりとした配置とするなど、地区の特性に応じた配慮が必要です。

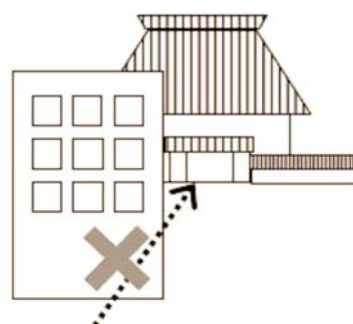


◆文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。【低層・中高層】

景観形成区域

【解説】

寺社などの文化財的価値を有する歴史的建造物は、その地域を代表する景観資源のひとつです。そのため、それらへの見通しをさえぎらないような建築物の配置・高さとするような配慮が必要です。



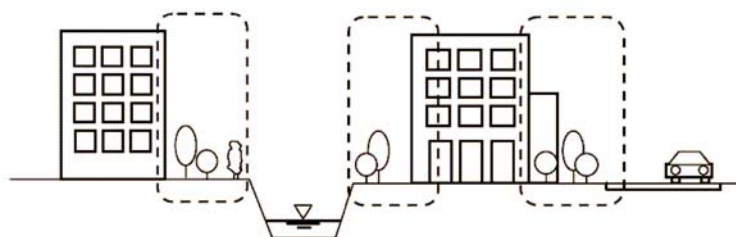
◆道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。【中高層】

景観形成区域

【解説】

道路や公園など多くの人々が利用する空間に接する中高層建築物の壁面は、まわりに圧迫感や威圧感を与える場合があります。

そのため、建築物等を後退させ、植栽や空地を設けることによって、圧迫感を軽減し、ゆとりのある空間を創出する配慮が必要です。



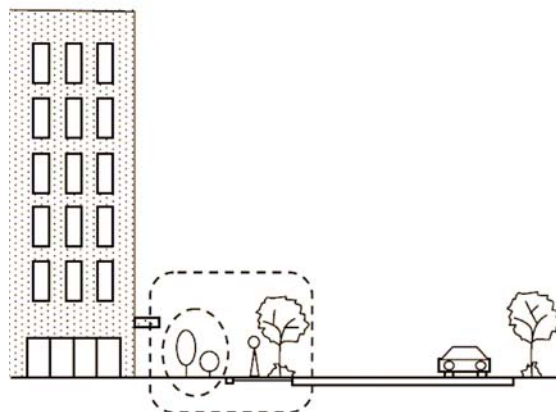
◆良好な沿道景観の形成に配慮し、できるかぎり壁面の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間の創出に努める。【中高層】

景観形成区域

【解説】

道路沿いに開放感が得られるよう計画し、歩行者が休息できるベンチや緑陰等の配置に努めるなど、ゆとりある歩行空間の創出が望まれます。

また、歩行者空間はユニバーサルデザインも考慮し、形態や材質等に配慮してください。



◆敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。【中高層】

景観形成区域

◆敷地内に附属建築物・工作物・路外駐車場を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮する。

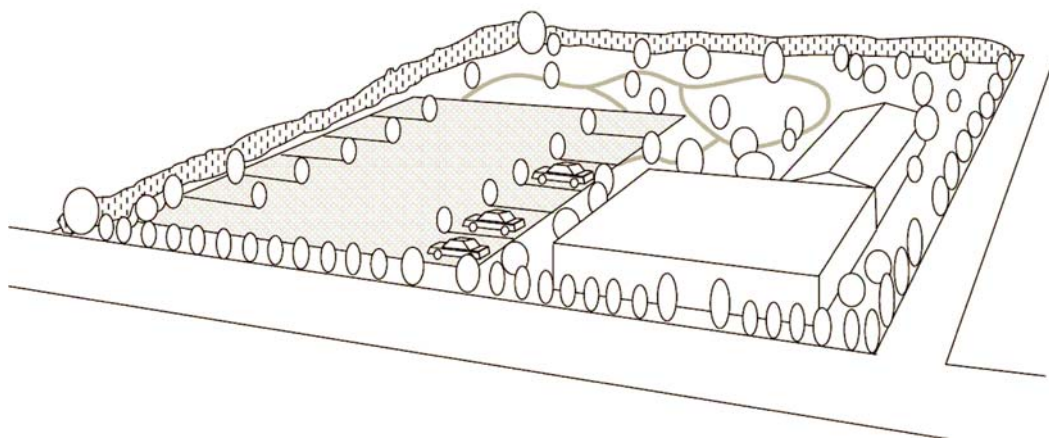
重要広域幹線

その他の区域

【解説】

敷地内で主要建築物以外の附属建築物・工作物、駐車場等が無秩序に設けられると、雑然とした印象の景観となります。

そのため、敷地全体として、形態意匠（色彩含む）の調和のほか、緑化空間との調和など空間的なバランスに対する配慮が必要です。

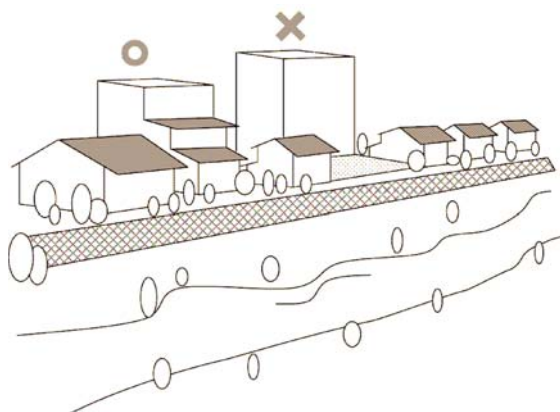


- ◆犀川・浅野川沿いや対岸等の周辺から見た場合、違和感が生じないような配置とする。【中高層】
- ◆こまちなみ保存区域や寺社風景保全区域等の街並みからの見え方に配慮した配置とする。【中高層】
- ◆隣接する伝統的な街並みからの見え方に配慮した配置とする。【中高層】

景観形成区域

【解説】

中高層建築物の形態意匠が、その周辺や隣接地にある、河川や伝統的な街並みからの見た景観に違和感を生じさせてしまうことがあります。そのため、地域の景観特性を十分に踏まえ、周辺からの見え方に配慮した配置とすることが必要です。



②形態意匠

- ◆金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。【低層】

景観形成区域

【解説】

戦前から残る伝統的な建造物は、先人たちの長い経験を経て金沢の雨や雪が多い気候風土に合った形態意匠を有しており、金沢特有の景観を創り出しています。

そのため、建築物の新築等においても、軒や庇など、伝統的かつ地域に根ざした形態意匠を取り入れ、金沢らしい景観を継承していくことが望まれます。



- ◆奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いた形態意匠とする。【低層・中高層】
- ◆賑わいのなかにも落ち着きを感じられる形態意匠とし、奇抜なものとはしない。【低層】

景観形成区域

【解説】

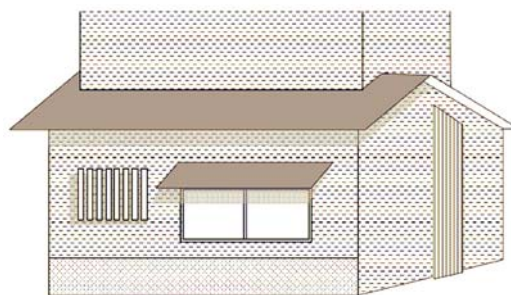
建築物等の形態意匠が周辺の街並み等と調和していない場合は、地域らしさを損ねてしまいます。そのため、地域の景観特性を十分に踏まえ、周辺と調和した形態意匠とすることが必要です。

- ◆外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情を感じられる形態意匠となるよう努める。【低層】

景観形成区域

【解説】

伝統的な街並みでは、建築物の外観素材が繊細で柔らかな印象を与え、落ち着きある景観を醸し出しています。そのため、外壁で使用する素材は、表面の質感や凹凸による陰影等を考慮することが望まれます。

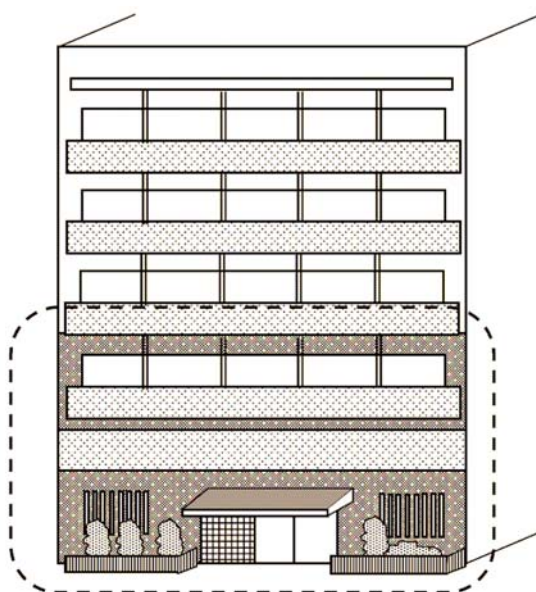


- ◆伝統的な街並みとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。【低層】
- ◆雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した軒や庇の設置に努める。【低層】
- ◆低層部では、伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着いた素材の採用・工夫に努める。【中高層】

景観形成区域

【解説】

雨や雪の多い気候風土に根ざした建築物の形態意匠が金沢らしさを醸し出しています。そのため、勾配屋根、軒や庇等を取り入れ、伝統的な街並みと調和するよう配慮することが求められます。



- ◆背景となる山並みやスカイラインとの調和に配慮した勾配屋根を基本とする。【低層】
- ◆斜面緑地保全区域と重なる区域では、背後の斜面緑地や山並み・スカイラインと調和する形状となるよう配慮する。【中高層】

景観形成区域

【解説】

金沢では、市街地の近くまで、台地・丘陵地・山間地などの地形が入り込んでおり、魅力ある特有の景観を形づくっています。そのため、建築物については勾配屋根とし、山並みやスカイライン（稜線）を借景とした調和のとれた景観となるよう、配慮することが必要です。

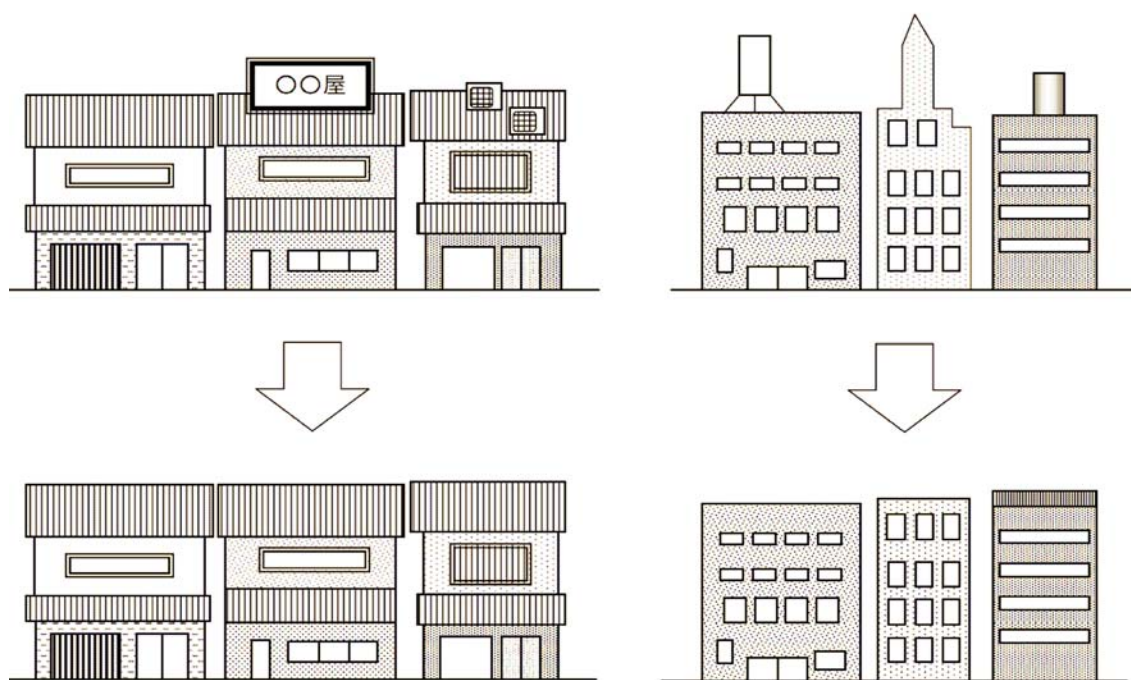


- ◆建築物上部の形態を整え、すっきりした形状とする。【低層】
- ◆建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないように工夫する。【中高層】

景観形成区域

【解説】

建築物の上部が複雑なかたちや不揃いだったり、付属物を上部に設置すると、雑然とした景観となります。そのため、塔屋は通りから見えないように配慮し、建築物の上部もスカイラインを乱さない形状とすることが必要です。



- ◆屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。【中高層】

景観形成区域

重要広域幹線

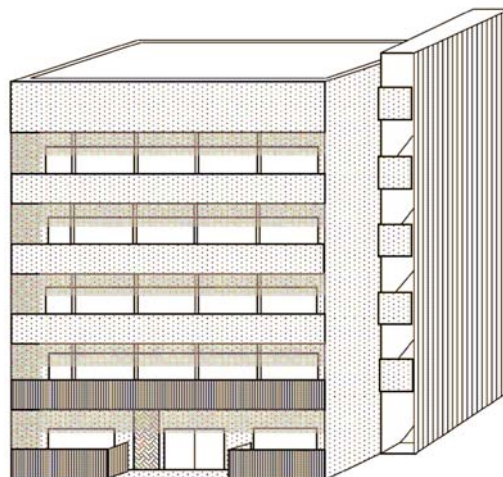
その他の区域

- ◆やむを得ず屋外階段を設ける場合は、腰壁・パネル・ルーバー等による修景に配慮する。【中高層】

景観形成区域

【解説】

屋外階段やベランダ等が建築物から大きく突出しているものはまとまりがなく、煩雑な印象を与える場合があります。そのため、建築物と一体化するすっきりとしたデザインなど、全体としてのまとまり・見え方に配慮することが必要です。

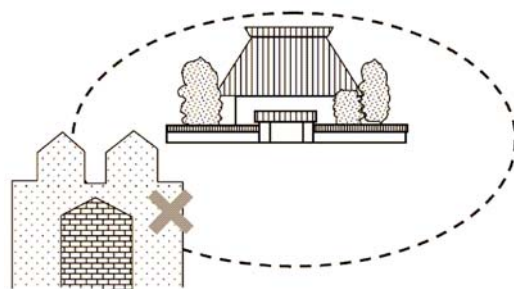


- ◆文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。【中高層】

景観形成区域

【解説】

寺社などの文化財的価値を有する歴史的建造物は、地域を代表する景観資源のひとつです。そのため、周辺の建築物は、その存在を阻害しないような形態意匠や素材とすることが必要です。



- ◆建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。【中高層】

景観形成区域

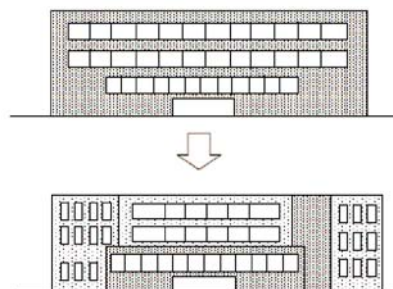
重要広域幹線

その他の区域

【解説】

長大な壁面は、周囲に威圧感や圧迫感を与えることがあります。

そのため、素材を使い分ける、壁面の出入りを設ける、上部の壁面を後退させるなどの工夫が必要です。



◆ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとする。【中高層】

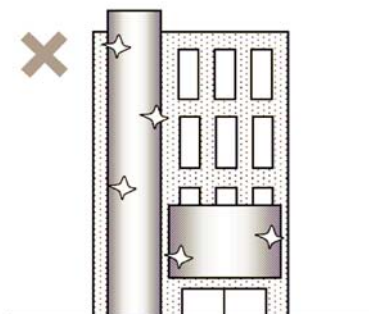
景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

反射性の高い素材は、周辺に対してぎらつきやまぶしさなどの不快感を与える場合があります。そのため、使用する部分、面積や向きなど、適切なかたちで用いるような配慮が必要です。

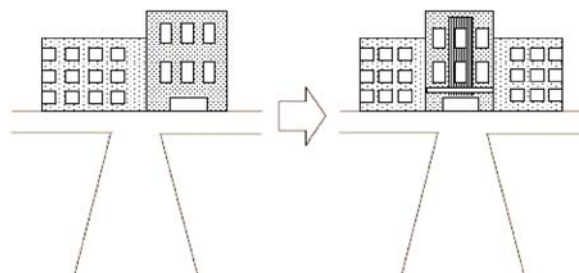


◆交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。【中高層】

景観形成区域

【解説】

交差点やアイストップ付近の建築物は、多くの人々の視線が集まり、まちの印象を特徴づけるものです。そのため、周辺との調和だけでなく、地域にふさわしいシンボル性や広く親しみが感じられるものとなるような工夫が望まれます。



◆太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努める。

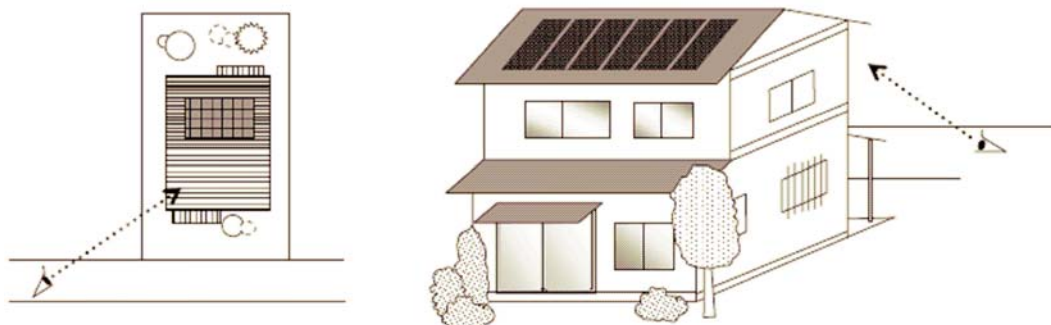
景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

太陽光発電設備等には、様々な設置形式があり、当該地の区域や地区の景観と調和し周辺の街並みに溶け込ませ、周辺からの見え方に違和感が生じないように配慮が必要です。さらに、寺社・文化財等の周辺や高い地点からの見え方・眺望（俯瞰景）に対しても配慮が必要です。



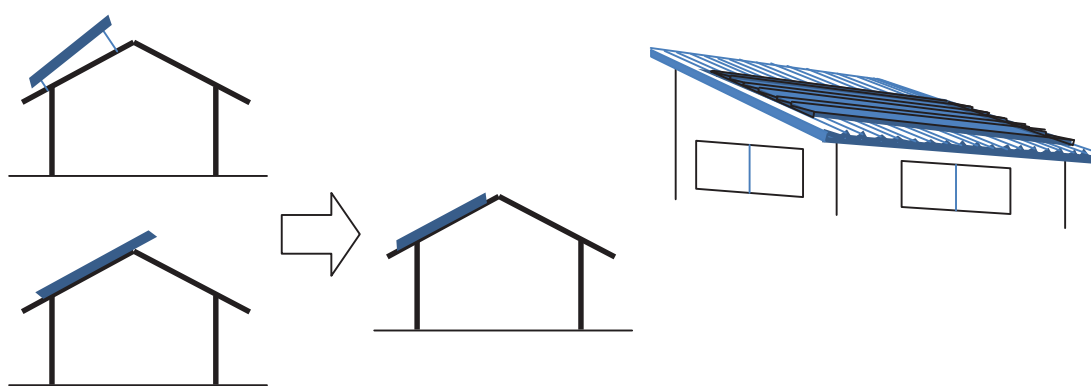
◆太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則（基本）とする。

景観形成区域

【解説】

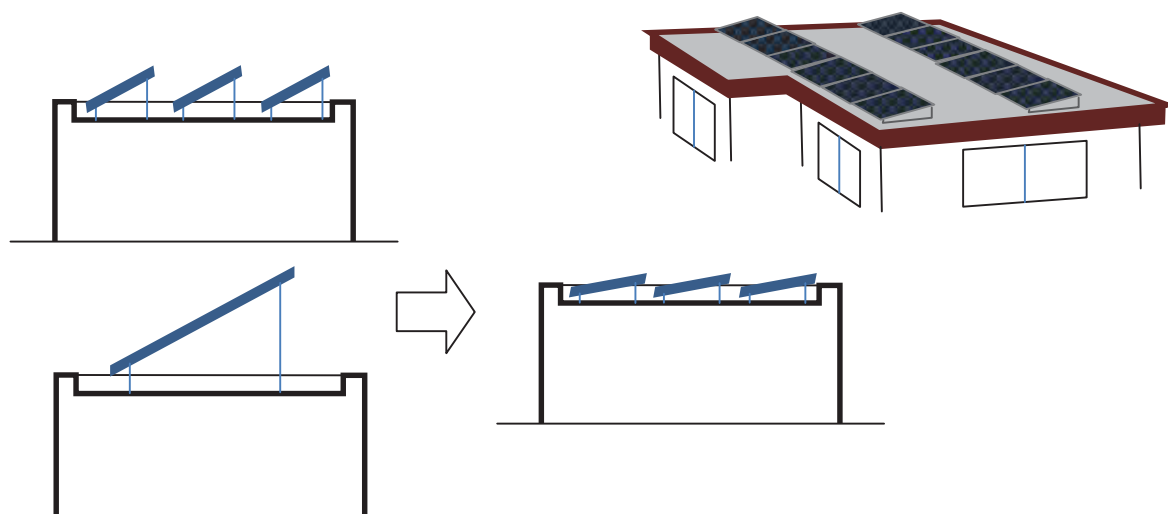
太陽光発電設備等を勾配屋根に設置する場合は、屋根材として一体を成すもの（屋根材一体型）又は、屋根材との空が少なく屋根勾配に合わせた設置形式（据置型）で、建築物本体と一体を成すものとし、違和感が生じないような配慮が必要です。

特に、伝統環境保存区域内では、屋根材一体型を推奨し、据置型は、屋根への固定材・取付材、配管類等の修景や薄型・段葺き型の採用、また、寄棟の場合にあっては、棟・谷の稜線に合わせた形状の採用など伝統的な街並みとの調和に配慮してください。



太陽光発電設備等を陸屋根に設置する場合は、建築物上部をすっきりとした形状に見せるため、分割や設置角度により設置高さを抑え、できる限り突出させず、建築物本体と一体的に見せる工夫が必要です。

なお、太陽光発電設備等のみで、一体的に見せる工夫が困難な場合にあっては、設置面周囲にルーバー等を設置することで、建築物本体との一体性の確保に配慮してください。さらに、高い地点からの見え方・眺望（俯瞰景）に対しても配慮が必要です。



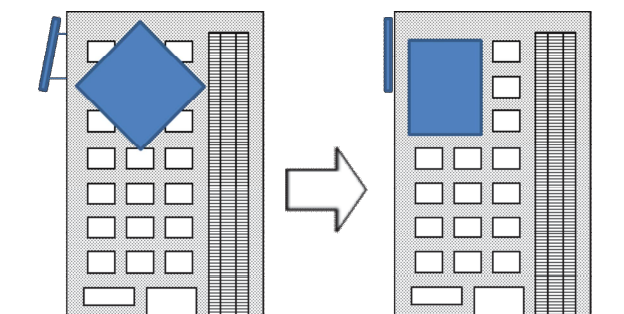
◆太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。

景観形成区域

【解説】

太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、建築物本体と一体を成す形状や設置方法とし、違和感が生じないような配慮が必要です。

建築物本体の形態意匠との整合や調和を図ると共に、周辺の景観との調和も求められます。



③形態意匠（色彩）

◆外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなりないようにする。【低層・中高層】

景観形成区域

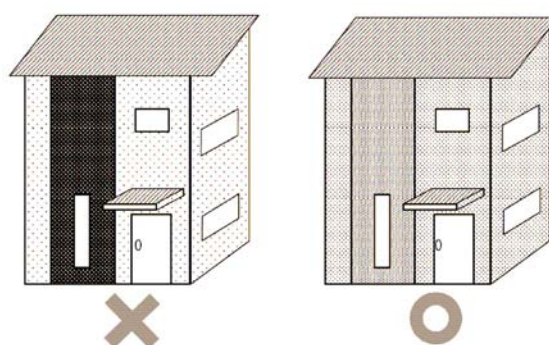
重要広域幹線

その他の区域

【解説】

外壁の色彩は、その組み合わせや使用する部位・面積によって、目立ちすぎてしまい、周辺の景観との調和を損ねる場合があります。

そのため、色相・明度・彩度が大きく異なる色彩の組み合わせを避け、使用する部位や面積についても十分考慮する必要があります。



◆敷地内に附属建築物・工作物・路外駐車場を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。【中高層】

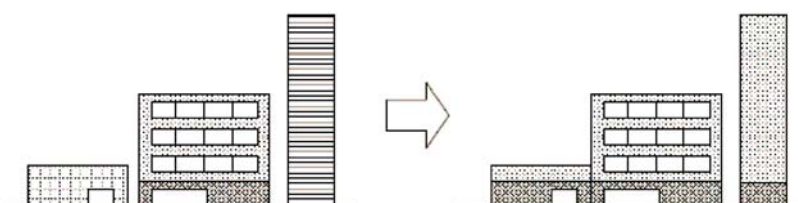
景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

同一敷地内で複数の建築物や工作物が統一性や調和を意識せずに設けられると、雑然とした印象を与える場合があります。そのため、集約したり、壁面の位置や形態意匠（色彩含む）、高さを揃えるなどの配慮が望まれます。



④屋外設備等

- ◆道路・河川・用水・公園等の公共空間・施設から直接見えにくい場所に配置する。
- ◆やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないよう工夫する。【低層・中高層】

景観形成区域

重要広域幹線

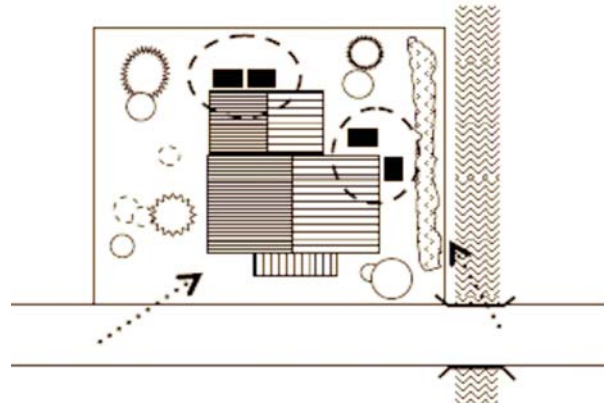
その他の区域

【解説】

エアコンの室外機等の屋外設備がむき出しの状態では道路等の公共空間から直接見えることは、景観形成上好ましくありません。

そのため、できるかぎり公共空間からの見え方に配慮して配置してください。

やむを得ず公共空間から見える場所に設置する場合には、生垣や格子による目隠しをしたり、植栽を行うことなどにより、見え方を緩和させるような配慮や工夫が必要です。



- ◆屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。【低層・中高層】

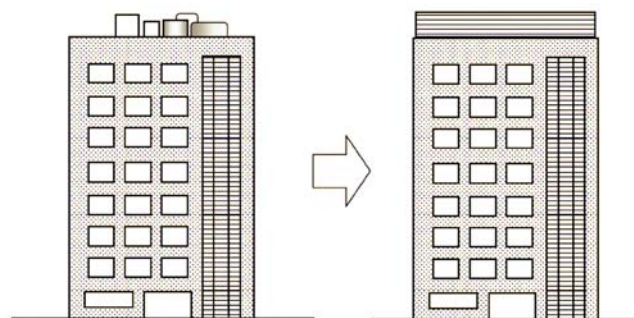
景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

屋上景観や家並み景観をすっきりと美しく整えるため、屋上に屋外設備を設置することは好ましくありません。やむを得ず屋上に屋外設備を設置する場合は、前面道路側から見えないう位置としてください。また、設備が露出しないよう、パラペット部の立上げやルーバー等による目隠しなど、周辺の景観との調和に対する配慮が必要です。さらに、高い地点からの見え方・眺望（俯瞰景）に対しても配慮が必要です。



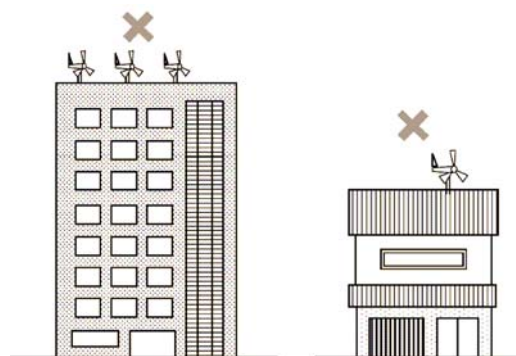
◆風力発電設備は、屋上には設置しない。【低層・中高層】

景観形成区域

重要広域幹線

【解説】

屋上部（屋根面）に突出するような設備を設けると、周辺の景観と大きな違和感が生じるため、風力発電設備は、屋上には設置できません。



⑤緑・用水等

◆敷地内に斜面緑地がある場合は、できるかぎり保全・活用する。【低層・中高層】

◆敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。【低層・中高層】

◆敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により積極的に修景に活用する。

【低層・中高層】

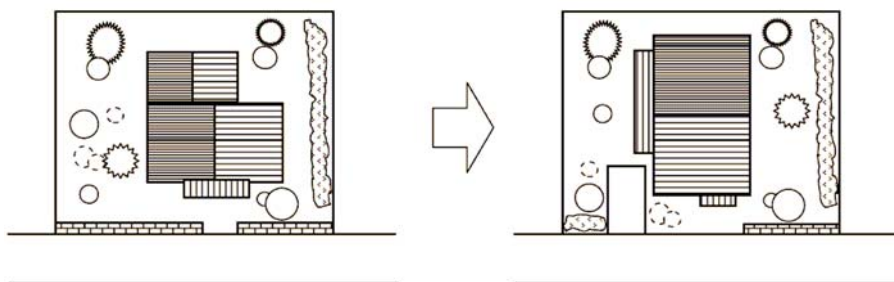
景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

既存の緑地や庭・樹木は、長い年月を経た地域や家庭の歴史・暮らしを物語り、親しみが感じられる景観として地域にとけ込んでいます。そのため、安易に伐採せず、積極的に修景に活かし、大切に継承していくことが望まれます。

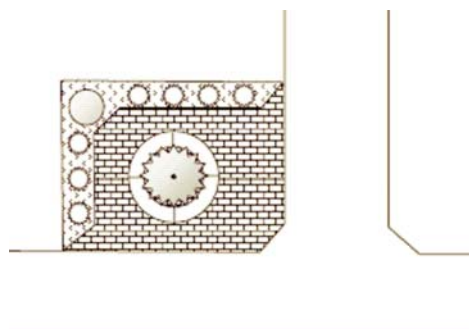


◆角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。【中高層】

景観形成区域

【解説】

角地は、見通しの確保など安全への配慮が求められるとともに、交差点部として魅力ある空間の創出が求められます。また、潤いある緑化やベンチの設置等により、ちょっとしたコミュニティ空間や休憩場所としても活用されることが期待できます。



◆用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1 m（やむを得ない場合でも50cm 以上）の通路幅を確保する。【低層・中高層】

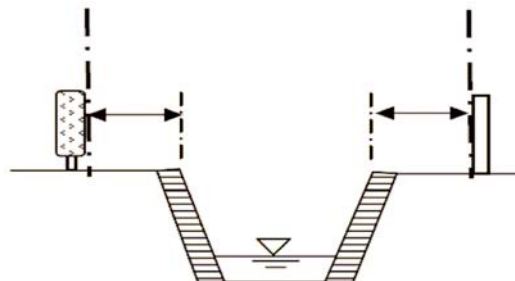
景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

四季折々の風景を映し出す用水環境を保全するため、用水沿いには、護岸の補修や用水の維持管理などに必要な管理用通路・スペースを確保することが必要です。



◆用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、周辺の街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。【低層・中高層】

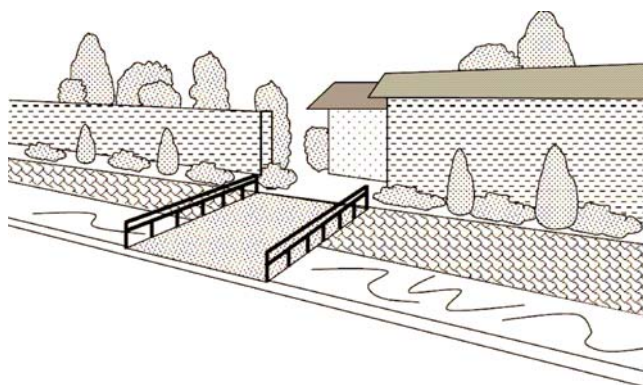
景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

必要以上に幅の広い私有橋や1敷地に複数の私有橋がある場合、用水の「潤い」や「やすらぎ」が感じられにくくなるとともに、用水の管理上支障が出てきます。そのため、私有橋は1敷地に1橋とし、歩行者用は幅2 m以下、自動車用は幅4 m以下を原則に、用水や周辺の街並み、隣接する私有橋と調和させるような配慮が必要です。



⑥駐車スペース・駐車場

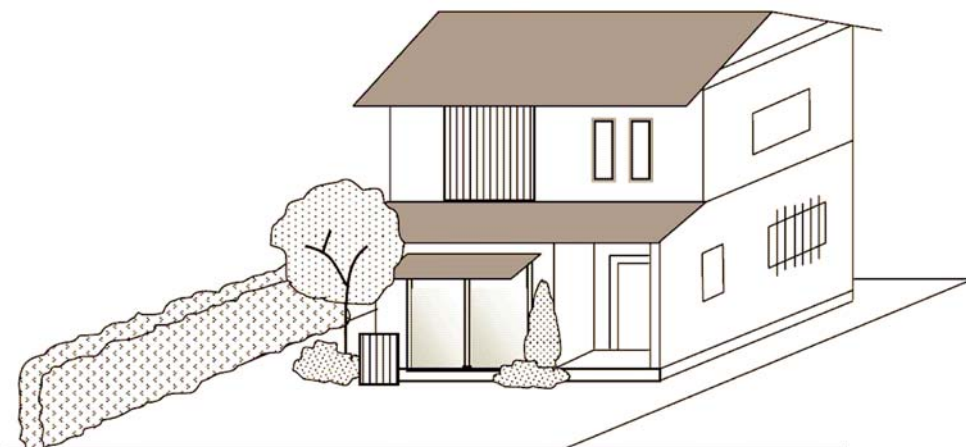
- ◆できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース（車庫）とし、道路側には街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。【低層】
- ◆やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・板塀・土塀等による目隠し修景に努める。【低層】

景観形成区域

【解説】

屋外の駐車スペースや駐車場は、街並みとしての一体感を損ねたり、連続性を寸断させることがあります。

そのため、引き戸等を設けた車庫としたり、玄関まわりを含めた緑化や生垣等により、道路からの駐車スペースの見え方を緩和させるような配慮が望まれます。



- ◆やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入り口を限定し、生垣緑化や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。【中高層】

景観形成区域

- ◆出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。【中高層】

景観形成区域

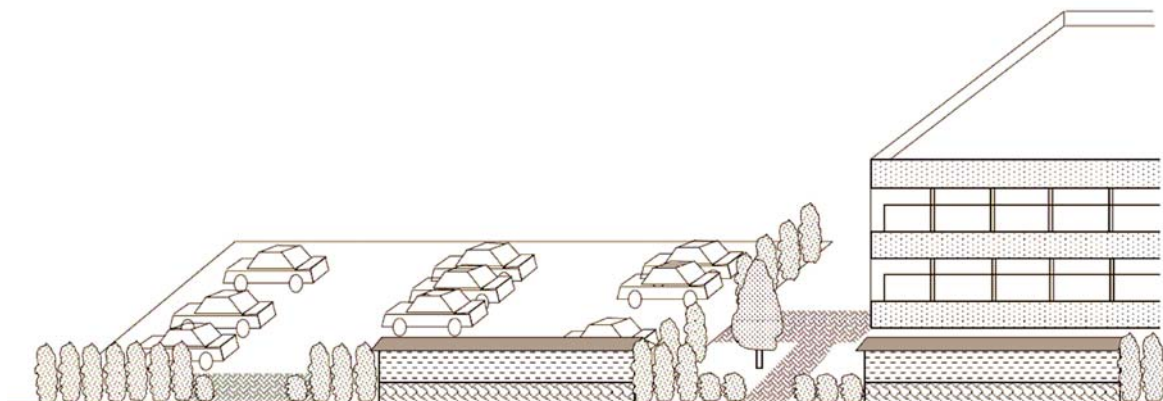
重要広域幹線

その他の区域

【解説】

道路沿いに駐車スペースを設けると、車両が連続的に並ぶなど、景観形成上好ましくありません。そのため、駐車スペースを道路沿いに設けないようにしたり、出入口を限定し敷地外周部に生垣や板塀・土塀を設けるなど、敷地全体としての演出を兼ねた目隠し修景が必要です。

駐車場出入口や建築物への歩行者アプローチとなる部分は、安全上見通すことができるスペースを確保しつつ、道路からの見え方に配慮した素材や色彩となるよう工夫し、半公共的な空間として魅力的に修景することが望まれます。



⑦外構付属物・自動販売機

◆プロパンガス置き場やゴミ集積場・駐輪場等を設置する場合は、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。【低層・中高層】

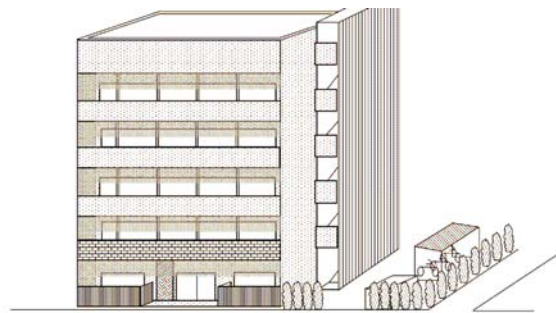
景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

プロパンガス置き場やゴミ集積場・駐輪場等は景観形成上支障となる場合があるため、道路等の公共空間からの見え方に十分配慮した配置として下さい。やむを得ず公共空間から見える場所に配置する場合には、生垣、格子等による目隠し修景などにより、見え方を緩和させるような配慮が必要です。



◆敷地内に自動販売機を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。【低層・中高層】

景観形成区域

重要広域幹線

【解説】

自動販売機を道路側に設置したり無造作に配置すると、雑然とした街並み景観となり、また、背後にある建築物や敷地の印象を損ねてしまう恐れがあります。そのため、できるかぎり建築物と一体化するような配置、落ち着いた色彩の自動販売機の設置、格子等による目隠し修景など、街並みとの調和に配慮して適切な工夫を行って下さい。



◆自動販売機を設置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。【低層・中高層】

景観形成区域

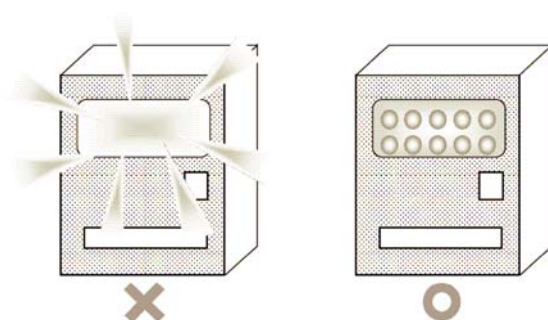
重要広域幹線

その他の区域

【解説】

自動販売機の過度な照明は、自然環境や住環境の観点からも好ましくありません。また、エネルギーの消費が大きなものです。

そのため、照明の時間制御や人感センサー等によって夜間の光量を抑えるなど、地域の落ち着いた魅力ある夜間景観形成に対する配慮が必要です。



⑧広告物等

◆独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。【低層・中高層】

景観形成区域

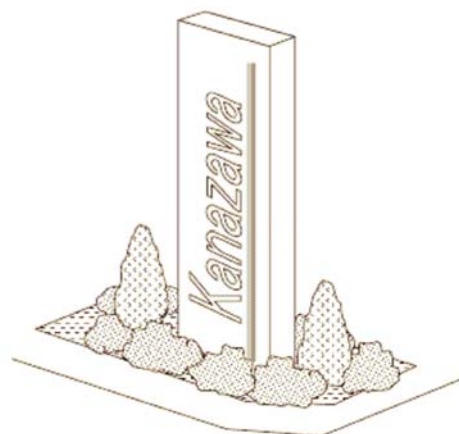
重要広域幹線

その他の区域

【解説】

独立広告物は、そのほとんどが道路沿いに設置され、基礎や支柱部分が目立ち、沿道の景観形成上支障となります。そのため、独立広告物を保護する車止めの機能を兼ねて足元まわりを低木等で緑化するなど、潤いある沿道景観への配慮が望まれます。

緑化と併せて独立広告物デザインの工夫も期待されます。



◆マンション・ビル名称は、街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。【中高層】

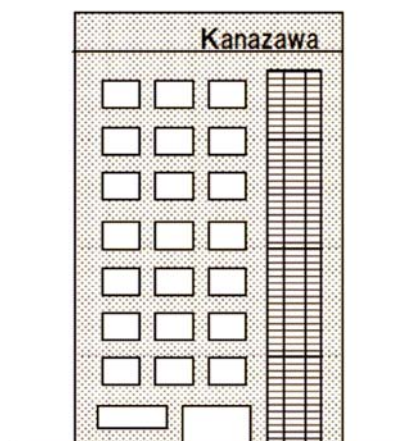
景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

マンション・ビル名称が過大であったり、奇抜なデザインなものであると建築物の外観デザインの印象を悪くしたり、周辺の街並みとの違和感を生じさせます。そのため、必要最小限の大きさとし、洗練され落ち着いたデザインとすることが必要です。



(2) 工作物等

①高さ

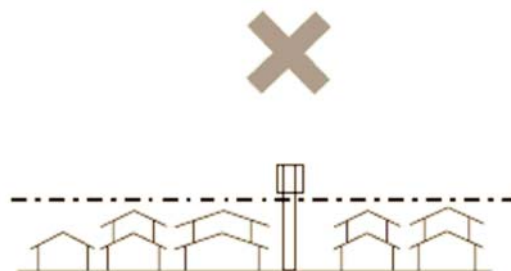
- ◆原則、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。
- ◆地面に設置する工作物で、やむを得ず周辺から望見できる場合には、高度地区・風致地区および景観条例に基づく建築物の高さ規制に準ずる高さ以下とする。

景観形成区域

【解説】

工作物が周辺の街並みや自然景観から突出して見えてくると、近景だけでなく遠景としても違和感が生じます。

そのため、周辺の景観との調和に配慮した高さとすることが必要です。



②配置

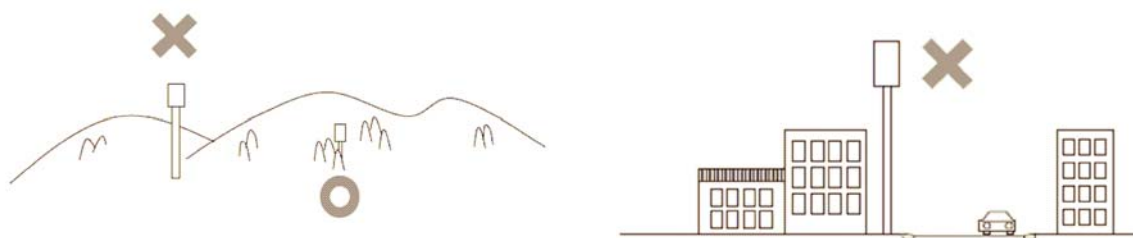
- ◆周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、特に、背景となる山並みやスカイラインを遮らないような配置とする。
- ◆周辺の景観との調和に配慮した配置とする。
- ◆周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。
- ◆道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設側に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間・施設から直接見えにくいような配置とする。

景観形成区域

【解説】

近景においては、周辺の街並みや自然環境との調和に配慮し、景観の連続性や統一性を阻害したり、違和感や圧迫感を与えることのないような配置とすることが必要です。

中・遠景においては、街並みの背景として違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置とし、背景となる山並みやスカイラインがある場合は、それをさえぎらないような配置としてください。



◆地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。

景観形成区域

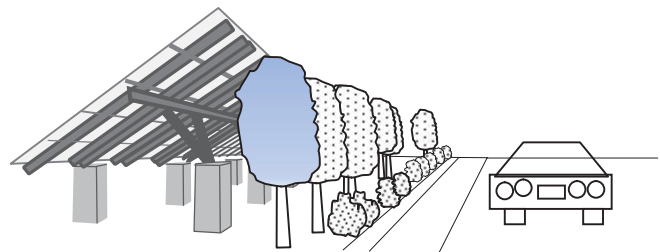
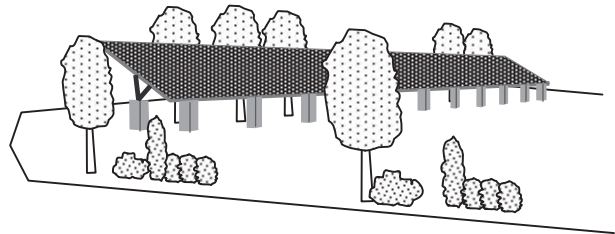
重要広域幹線

その他の区域

【解説】

人目線に近い所では、形態の違和感や配置・規模による圧迫感を感じやすくなります。また、太陽光・太陽熱を集める性質上、長大なパネル面など特殊な形状に成りやすく、周辺の街並みや背景となる自然環境と調和せず、違和感を与えることがあります。そのため、できる限り周辺の街並みに溶け込ますよう、見え方を和らげる配慮が必要です。

特に、景観形成区域内では、周辺の街並みや背景となる自然環境に加え、寺社・文化財等の周辺や高い地点からの見え方・眺望（俯瞰景）に対しても配慮が必要です。



③形態意匠（色彩）

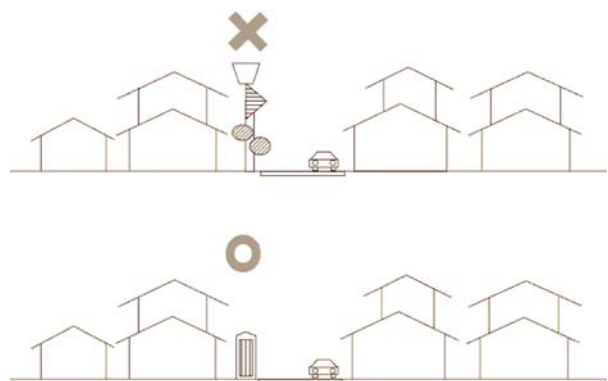
◆周辺の街並みや背景となる自然環境と調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしな

◆周辺の街並みと調和した形態意匠（色彩含む）とし、奇抜なものとしな

景観形成区域

【解説】

金属製の素材やメタリックな光沢がある素材を使用した工作物や特殊な形状の工作物は、周辺の街並みや背景となる自然環境と調和せず、違和感を与えることがあります。そのため、周辺の景観と調和した形態意匠（色彩含む）とすることが必要です。



(3) その他土地に関わる行為

①土地の形質等

◆必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。

景観形成区域

◆大規模なのり面が生じないように配慮する。

景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

斜面緑地や丘陵地等の地形は、金沢の重要な景観特性となっています。そのため、既存の自然地形を極力活かし、必要以上に地形を改変しないことが望まれます。

また、大規模な のり面 は威圧感や恐怖感を与えます。そのため、切土や盛土をできる限り少なくし、防災面など安全性が十分確保されたものとして、大規模な のり面 を生じさせない配慮が必要です。



◆当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。

景観形成区域

【解説】

金沢は、藩政期の街路、広見、用水、惣構跡等の城下町の骨格・構造や武家地、町人地、寺社地など往時のまちや敷地の形態を今なお遺しており、その歴史を背景とした景観特性を現在に受け継いでいます。

そのため、地区特有の歴史的な景観特性を踏まえた計画とする配慮が必要です。

◆惣構跡や石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。

◆石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。

景観形成区域

【解説】

金沢には、藩政期から残る惣構跡や石垣等の歴史的に価値ある構造物が身近な場所に数多く存在しています。

歴史都市、また地区の貴重な景観資産として、これらを積極的に修景に活かしながら、保全・継承するため、ことが望まれます。



②緑・用水等

◆宅地の造成、土石の採取等により、やむを得ずまとまった緑地が失われた場合は、周辺からの見え方にも配慮し、敷地内の積極的な緑化等による自然回復措置に努める。

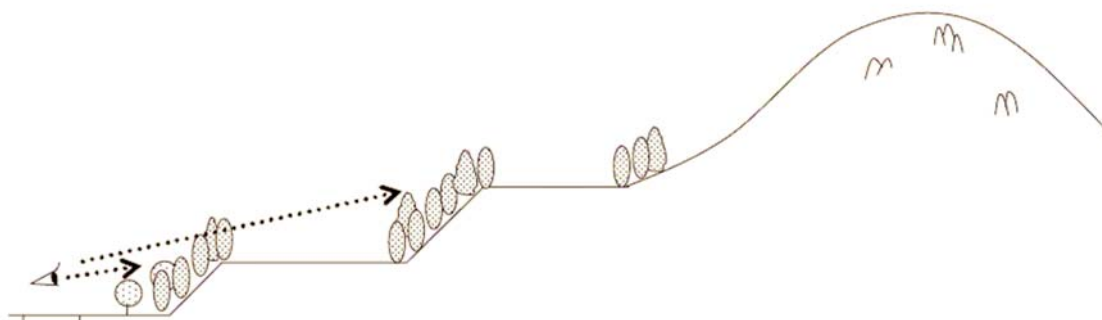
景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

宅地の造成等による大きな地形の改変や自然環境の変化は、景観上、また生態系の保全上からも望ましくありません。やむを得ずまとまった緑地が失われる場合は、積極的な緑化等の自然回復措置を行い、周辺からの見え方や生態系に対する配慮が望まれます。



◆資材置き場や土砂堆積場とする敷地では、周辺からの見え方に配慮し、敷地内を整理・整とんし、生垣等による適切な目隠し修景に努める。

景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

産業用資材や土砂等を雑然と積み上げたり堆積させることは景観上好ましくありません。そのため、周辺からの見え方に配慮し、まず敷地内を整理・整とんし、堆積物の飛散防止等も兼ねた生垣等による目隠し修景が望まれます。

③擁壁・のり面等

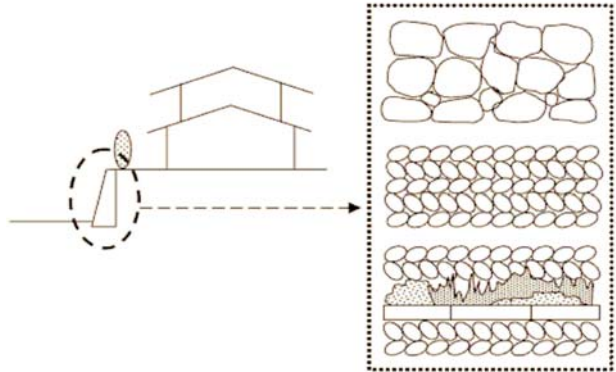
- ◆地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。

景観形成区域

【解説】

道路等の公共空間に面する部分に設ける人工的な擁壁等は、地区によっては周辺の景観と馴染まず、圧迫感や冷たい印象を与えてしまう恐れがあります。

そのため、周辺の街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景を行い、景観的に調和させるような配慮が必要です。



- ◆のり面は、周辺の斜面緑地等の自然環境との調和に配慮し、緑化に努める。

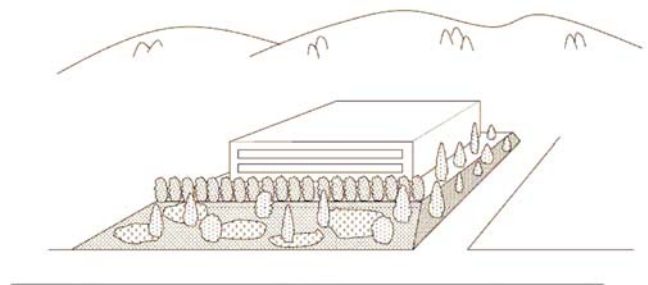
景観形成区域

重要広域幹線

その他の区域

【解説】

斜面緑地や丘陵地の緑は、市街地の背景となる景観として、また生態系保全の観点からも重要です。そのため、周辺の自然環境との調和に配慮し、当該地付近の植生に合った緑化を行うことが望まれます。



④路外駐車場

- ◆路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に配慮する。
- ◆道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。

景観形成区域

【解説】

屋外にまとまった駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入口を限定し、安全面にも配慮しながら、敷地の外周部に生垣や板塀・土塀を設けるなど、駐車場が丸見えにならないような目隠し修景が必要です。特に、道路・用水・河川・公園等の公共空間・施設に面する部分には、積極的な目隠し修景が望まれます。 ※前述、31ページのイメージ図参照

● 6 ● 様式等

(1) 行為の届出

1) 景観計画区域内の行為に関する届出 ※様式集参照

- ・景観計画区域内行為の届出書（市規則別記様式第1号）
- ・景観計画区域内行為の変更届出書（市規則別記様式第2号）

2) 眺望景観保全区域内の行為に関する届出 ※様式集参照

- ・眺望景観保全区域内行為の届出書（市規則別記様式第15号）
- ・眺望景観保全区域内行為の変更届出書（市規則別記様式第16号）

※上記届出と併せて、景観自己診断書（市規則別記様式第17号）が必要です。

3) 添付図書

① 景観計画区域内行為に関する添付図書

行為の種類	図書の種類	記載内容	備考
建築物の建築等 工作物の建設等	位置図	①方位 ②行為地の形状 ③付近見取図	縮尺 2,500分の1 以上
	配置図	①方位 ②敷地の境界線 ③建築物又は工作物の位置 ④既存樹木等の位置 ⑤植栽計画 ⑥雨水排水経路及び施設	縮尺 100分の1以上
	各階平面図	各階の ①間取り ②用途	縮尺 50分の1以上
	立面図 (彩色が施された4面以上のもの)	各面の ①方位 ②寸法 ③仕上げ方法 ④材料の種別 ⑤広告物件 ⑥色彩(マンセル値表示したもの)	縮尺 50分の1以上
	断面図	①建築物又は工作物の高さ ②各階の高さ	縮尺 50分の1以上
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物等の 仕上げ材・色見本	
	現況写真	①行為地の2方向以上からの写真 ②周辺との関係が分かる写真	カラー写真等
	その他図書	参考となるべき事項	

開発行為	位置図	①方位 ②行為地の形状 ③付近見取図	縮尺 2,500分の1 以上
	平面図	①方位 ②行為地の境界線 ③切土及び盛土の位置 ④雨水排水経路及び施設その他主要構造物の位置 ⑤土地利用計画 ⑥遮へい施設等の位置	縮尺 2,500分の1 以上
	断面図	①行為の前後の土地の形状を 対比できる縦断面及び横断面 (法高、切土、盛土、排水施設 その他主要構造物を表示) ②雨水排水経路及び施設その他 主要構造物の断面	縮尺 100分の1以上
	現況写真	①行為地の2方向以上からの写真 ②周辺との関係が分かる写真	カラー写真等
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	位置図	①方位 ②行為地の形状 ③付近見取図	縮尺 2,500分の1 以上
	平面図	①方位 ②行為地の境界線 ③切土及び盛土の位置 ④雨水排水経路及び施設その他主要構造物の位置 ⑤土石の採取区域 ⑥跡地整備計画 ⑦遮へい施設等の位置	縮尺 2,500分の1 以上
	断面図	①行為の前後の土地の形状を 対比できる 縦断面及び横断面 (法高、切土、盛土、排水施設 その他主要構造物を表示) ②雨水排水経路及び施設その他 主要構造物の断面	縮尺 100分の1以上
	植栽計画図	①保存する既存樹木の位置 ②伐採木竹の位置 ③新たに植栽する木竹の位置 ④樹種 ⑤目回り寸法	縮尺 2,500分の1 以上
	現況写真	①行為地の2方向以上からの写真 ②周辺との関係が分かる写真	カラー写真等

木竹の伐採 又は 物件のたい積	位置図	①方位 ②行為地の形状 ③付近見取図	縮尺2,500分の1以上
	平面図	①既存樹木の位置 ②伐採木竹の位置 ③樹種 ④目回り寸法 ⑤物件のたい積区域 ⑥跡地整備計画 ⑦遮へい施設等の位置	縮尺2,500分の1以上
	断面図	①行為の前後の土地の形状を 対比できる 縦断面及び横断面 (木竹の伐採の場合を除く。) ②伐採木竹の位置	縮尺100分の1以上
	現況写真	①行為地の2方向以上からの 写真 ②周辺との関係が分かる写真	カラー写真等

※定められた縮尺で適切に表示できない場合は、規模に応じた縮尺として下さい。

② 眺望景観保全区域内の行為に関する添付図書

図書の種類	記載内容	備考
位置図	①方位 ②行為地の形状 ③付近見取図	縮尺2,500分の1以上
配置図	①方位 ②敷地の境界線 ③建築物又は工作物の位置 ④既存樹木等の位置	縮尺100分の1以上
各階平面図	各階の ①間取り ②用途	縮尺50分の1以上
立面図 (彩色が施された 4面以上のもの)	各面の ①方位 ②寸法 ③仕上げ方法 ④材料の種別 ⑤広告物件 ⑥色彩 (マンセル値を表示したもの)	縮尺50分の1以上
断面図	①建築物又は工作物の高さ ②各階の高さ	縮尺50分の1以上
現況写真	①行為地の2方向以上からの写真 ②周辺との関係が分かる写真	カラー写真等
行為後の 合成写真	保全眺望点からの行為後の合成写真	カラー写真等

4) 提出部数

- ・ 正本、副本各 1 部

(2) 行為完了時の報告

1) 提出書類

- ・ 工事完了報告書 ※様式集参照
- ・ 完了写真 (2 方向以上)

2) 提出部数

- ・ 正本 1 部

様式集

景観計画区域内行為の届出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住所
氏名

印

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所			
行 為 地 の 地 目		地 積	m ²
行 為 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
土 地 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名			
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名			
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名			
区 域 の 種 別 及 び 名 称 ※	☐ 伝統環境保存区域（ ） ☐ 近代的都市景観創出区域（ ） ☐ 伝統環境調和区域（ ） ☐ 重要広域幹線景観形成区域（ ） ☐ 上記以外の景観計画区域		
都 市 計 画 の 地 域 地 区	用 途 地 域		
	防 火 地 域 ※	☐ 防 火 ☐ 準防火 ☐ 指定なし	
	高 度 地 区 ※	☐ 指定あり（ m） ☐ 指定なし	
	そ の 他 の 区 域、地域、地 区 等		
許 可 等 を 取 得 す る 他 法 令 の 名 称			
行 為 の 種 類 ※	☐ 建築物の ☐ 工作物の （門、塀等） ☐ 開発行為 ☐ 木竹の伐採 ☐ 新築・新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕 ☐ 外観を変更することとなる模様替 ☐ 色彩の変更 ☐ 土地の形質の変更（開発行為を除く。） ☐ 物件のたい積		

備考 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

建築物の概要	主 要 用 途				
	構 造		造 階建て（地上 階 地下 階）		
			届出部分	届出以外の部分	合 計
	敷 地 面 積		—	—	m ²
	建 築 面 積		m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²
	建 築 物 の 高 さ		m	m	—
	建 ぺ い 率		—	—	%
	仕 上 げ 材	屋根			
		外壁			
	色 彩	屋根			
		外壁			
	屋 設 上 備	種別		外 構 (塀、植栽等)	
		高さ	m		

工 作 物 の 概 要 (門、塀等)	種 類				
	構 造				
	高 さ		m	延 長 ・ 幅	m m
	数 量			面 積	m ²
	仕 上 げ 方 法				
	色 彩				
	そ の 他 の 内 容				

開 発 行 為 の 概 要	行 為 の 目 的				
	開 発 面 積		m ²		
	擁壁又は ^{のり} 法面の 高さ及び長さ		高さ 長さ	m m	

土地の形質の 変更の概要	行 為 の 目 的			
	行 為 の 方 法			
	全 体 面 積	m ²	行 為 面 積	m ²
	行 為 地 の 地 況			
	採取する土石の 種類		採 取 量	m ³
	土石を採取し た跡地の処理方 法			

木竹の伐採の 概 要	伐 採 区 分			
	行 為 の 目 的			
	行 為 地 の 面 積 ・ 本 数	m ² 本	伐採面積・ 本数	m ² 本
	樹 種		樹 高	m
	樹 齢	約 年	目回り寸法	m
	伐 採 の 方 法			
	跡 地 の 処 理 方 法			

物件のたい積 の 概 要	行 為 の 目 的			
	行 為 の 方 法			
	全 体 面 積	m ²	行 為 面 積	m ²
	行 為 地 の 地 況			
	物 件 の 種 類		た い 積 量	m ³
	物 件 の た い 積 後 の 管 理 方 法			

景 観 計 画 区 域 内 行 為 の 変 更 届 出 書

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住所
氏名

印

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域内行為 の届出書受付番号		年 月 日 第 号
行 為 の 場 所		
土 地 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名		
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		
区 域 の 種 別 及 び 名 称 ※		☐ 伝統環境保存区域（ ） ☐ 近代的都市景観創出区域（ ） ☐ 伝統環境調和区域（ ） ☐ 重要広域幹線景観形成区域（ ） ☐ 上記以外の景観計画区域
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

- 備考 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

眺望景観保全区域内行為の届出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住所

氏名

印

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所				
保全区域の名称				
行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
土地所有者 の住所及び 氏 名				
設計者の住 所及び氏名				
施工者の住 所及び氏名				
行 為 の 種 類 ※	☐ 建築物の ☐ 工作物の （門、塀等） ☐新築・新設 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐外観を変更することとなる修繕 ☐外観を変更することとなる模様替 ☐色彩の変更			
行 為 の 内 容	設 計 概 要	計 画 部 分	計画以外の部分	合 計
	敷地面積		—	m ²
	建築面積 （築造面積）	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	用 途			
	構 造			
	高 さ	地盤面から m		
	階 数	地上	階	地下 階
	棟 数			

備考 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

眺望景観保全区域内行為の変更届出書

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者 住所
氏名

印

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第31条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

眺 望 景 観 保 全 区 域 内 行 為 の 届 出 書 受 付 番 号		年 月 日 第 号
行 為 の 場 所		
土 地 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名		
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		
保 全 区 域 の 名 称		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

備考 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

景 観 自 己 診 断 書

景 観 の 保 全 方 針		まちなみ・地形 との調和、眺望 景観への配慮等	
---------------	--	-------------------------------	--

項 目		内 容	工 夫 や 配 慮 す る こ と
建築物又は 工作物	高 さ	最高の高さ等	
	配 置	配置、道路・隣 地からの後退距 離等	
	形 意 態 匠	建築物の形、こ う配屋根等の上 部形態等	
		屋根、外壁の 素材、仕上げ等	
		色相、明度、 彩度等	
	屋 外 設 備	設置位置、意匠 等	
	そ の 他		
敷地利用等	駐 車 場 等	配置、外部から の見え方等	
	広 告 物	面積、色彩、 形態等	
	緑 化	緑被率、樹種、 配置等	
	垣・さく	種類、構造等	
	そ の 他		
行為後の合成写真※		☐ あり	眺望点
		☐ なし	理 由

備考 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。